

厚岸町議会 第3回定例会

令和元年9月11日

午前10時00分開会

- 議長（堀議員） ただいまから、令和元年厚岸町議会第3回定例会を開会いたします。
- 議長（堀議員） 直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（堀議員） 日程に先立ち、表彰の伝達を行います。
去る5月17日、弟子屈町で開催されました釧路町村議会議長会定例会において、佐藤議員が議会職表彰を受賞されましたので、厚岸町議会会議運用内規93の規定に基づき表彰の伝達を行います。
佐藤議員は演壇前までお進みください。
表彰状。
厚岸町議会 佐藤淳一様。あなたは議会と議長として多年にわたり、地方自治の振興、発展に寄与され、その功績はまことに顕著であります。よって、これを表します。
令和元年5月17日。釧路町村議会議長会会長八幡豊行。
おめでとうございます。

以上で、表彰の伝達を終わります。
- 議長（堀議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、7番、杉田議員、9番、桂川議員を指名いたします。
- 議長（堀議員） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。
委員長の報告を求めます。
6番、佐藤委員長。
- 佐藤委員長 去る9月9日午前10時から、第4回議会運営委員会を開催し、令和元年厚岸町議会第3回定例会の議事運営について協議をいたしましたので、その内容についてご報告を申し上げます。
議会側からの報告として、議会運営委員会報告、諸般報告、例月出納検査報告がございます。
町長側からの報告として、行政報告がございます。
議会側からの提出案件は、会期の決定、陳情第1号「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択についての陳情書、2常任委員会及び議会運営委員会から各委員会閉会中

の継続調査申出書、議員の派遣についてで、いずれも本会議で審議することに決定をいたしました。

また、選挙第5号 釧路東部消防組合議会議員の選挙は、厚岸町議会会議運用内規40の規定により、指名推薦により行うことに決定をいたしました。

次に、町長提出の議案等についてであります。

認定第1号から認定第9号は、平成30年度の各会計決算認定9件であります。

審議方法は、議長と議会選出監査委員を除く10名をもって構成する平成30年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中に審査を行うことに決定をいたしました。

報告第9号 平成30年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率の報告は、本会議で審議することに決定をいたしました。

議案第69号から議案第72号は、令和元年度の各会計補正予算4件であります。審議方法は、議長を除く11名をもって構成する令和元年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査を行うことに決定をいたしました。

議案第73号から議案第80号までは一般議案8件、議案第81号から議案第84号及び議案第86号は条例の一部改正5件、議案第85号は条例の制定で、いずれも本会議で審議することに決定をいたしました。

一般質問は、5人であります。

本定例会の会期は、9月11日から13日までの3日間に決定をいたしました。

その他として、厚岸町議会会議運用内規95により、本定例会において、故佐々木議員に対する追悼演説と黙祷を行うことといたしました。

以上、議会運営委員会報告といたします。

●議長（堀議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

●議長（堀議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告にありましたとおり、本日から13日までの3日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から13日までの3日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

本会議を休憩します。

午前10時06分休憩

●議長（堀議員） 再開します。

●議長（堀議員） ここで皆様方に申し上げます。

皆様には、既にご承知のように、私どもと議席をともにし、議会活動を通じ、町政発展に尽くされました佐々木敬治議員が去る7月22日ご逝去されました。誠に痛惜に耐えません。

この際、申し上げます。厚岸町議会会議運用内規95にありますように、本会議におきまして、故佐々木敬治議員に捧げる追悼演説と黙祷を行いたいと思います。

追悼演説は、故佐々木敬治議員が所属しておりました厚生文教常任委員会の委員長であります室崎議員にご登壇の上、行っていただきたいと思います。

3番、室崎議員。

●室崎議員 令和元年厚岸町議会第3回定例会開催に当たり、議会を代表して厚岸町議会議員、故佐々木敬治さんの御霊に対し、謹んで哀悼の意を表するものであります。

議場には、佐々木敬治さんの姿はなく、ありし日の、あの温容と形骸に接することは、もう叶いません。佐々木さんの付和雷同を嫌い、自流におもねることなく、自ら信じた道を行く凜とした姿が目に残り、万感こもごも胸に迫り、私ども議員一同哀惜の情を禁じ得ません。

佐々木さんは、生来頑健な人でありました。病気とか体調が思わしくないなどということは縁のない人でした。その佐々木さんが、昨年7月悪性腫瘍、がんの疑いがあることで労災病院に入院なさいました。検査の結果は悪性リンパ腫でした。直ちに抗がん剤治療が始まりました。あなたは持ち前の気力で、この難関を乗り越えていきました。見舞客にもしっかりと元気な顔で応対し、昔と違って今は治る病気だ、薬も随分進歩している、先生も看護師さんも、病院の皆さんが心底私のために努力してくださっている、ありがたいと明るい笑顔を絶やしませんでした。

また、この4月の選挙には周囲の心配を押しきって立候補し、見事に当選を果たされました。当選証書授与式に出席した姿を見て、あなたが元気になられ、存分に活躍してくれるものと皆期待しておりました。

しかるに、天のなんぞ無情なる。令和元年7月22日、午後5時17分。行年71歳を一期として、あなたは不帰の客となりました。

今は長寿の時代と言われています。九十の声を聞く人も珍しくはありません。まだまだやり残したことも多く、あなたの力を必要とすることも山積しています。あれを思い、これを思うとき、その早すぎる旅立ちは無念というほかはありません。

佐々木さんは昭和24年3月17日宮城県で出生され、幼少時に両親とともに厚岸町に移住されました。厚岸小学校、厚岸中学校から札幌工業高校に進学し、卒業後新得の上村建設工業株式会社に就職し、その後、父上とともに佐々木建設株式会社の経営に尽力されました。昭和54年、株式会社協和建設工業所に入所し、帳場さんとして活躍されまし

た。平成3年からは、佐々木乳販を立ち上げ、経営し、今日に至っております。

佐々木さんは、その幅広い知識と、卓越した行動力をかわれ、平成17年衆望を担って厚岸町議会議員補欠選挙において立起、見事当選を果たされました。爾来、5期14年の長きにわたり、優れた識見と面責なる判断力をもって町政の発展と地方自治の振興に邁進され、いかにその力を発揮されてまいりました。

その間、議会においては議会運営委員会、厚生文教常任委員会に所属し、厚生文教常任委員会副委員長を歴任されております。また、議会選出の釧路東部消防組合議会議員及び釧路公立大学事務組合議会議員を歴任され、同議会副議長に就任されております。

外にあっては、佐々木さんは多くの公的組織の会長、代表や委員など、幾つもの公職に就かれております。社会福祉協議会、厚岸町共同募金会、自治会、自治会連合会、厚岸町環境教育推進委員会、警察官友の会など、あなたが入ることで、その組織が生き生きと動き出す。その見事な活躍の足跡は枚挙にいとまがありません。

また、新党大地の厚岸町の幹事長として、組織の拡大・結束・強化に尽力されました。

あなたのこの活躍と、その果たした功績は、必ずや長く後世に語り継がれるものと信じてやみません。

今日、地方の時代と喧伝されながら、過疎過密の問題は解決されず、地域格差はより深刻になり、我が厚岸町にとっても人口減少や高齢化の問題は喫緊の課題として我々に迫っています。このような中であなたを失うことは、議会としては誠に大きな損失であり無念の極みであります。

幽明境をを異にする今日、残された私たちは、佐々木さんの志を受け継ぎ、厚岸町の発展のために全力を尽くすことをお誓い申し上げますとともに、ご遺族皆様、そしてこの厚岸で暮らす全ての人の前途にご加護をたまりますよう念願する次第であります。

ここに謹んで御霊安かれと祈り、衷心より哀悼の誠を捧げ、追悼の辞といたします。

令和元年9月11日、厚岸町議会議員室崎正之。

- 議長（堀議員） 次に、故佐々木敬治議員のご冥福を祈り、謹んで黙祷を捧げたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

黙祷。

黙祷を終わります。

ご着席をお願いします。

以上で、故佐々木敬治議員に捧げる追悼演説と黙祷を終わります。

本会議を休憩します。

午前10時18分休憩

午前10時19分再開

- 議長（堀議員） 本会議を再開いたします。

日程第4、諸般報告を行います。

まず、本定例会に提出され、受理されております議案等は、別紙付議事件書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、令和元年6月19日開会の第2回定例会から本日までの議会の動向は、おおむね別紙報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

また、今般、釧路東部消防組合議会及び釧路公立大学事務組合議会の報告書が提出されております。関係資料は、別途、議員控室に備えておりますので、ご了承いただき、閲覧の上、参考に供してください。

以上、諸般報告といたします。

●議長（堀議員） 日程第5、例月出納検査報告を行います。

今般、監査委員より、別紙のとおり例月出納検査報告がなされております。ご参考に供していただきたいと思います。

以上で、例月出納検査報告を終わります。

休憩いたします。

午前10時20分休憩

午前10時22分再開

●議長（堀議員） 再開いたします。

●議長（堀議員） 日程第6、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

●町長（若狭町長） 令和元年厚岸町議会第3回定例会の開会に当たり、平成30年度の会計事務処理において、多額の未払金が発生してありましたことをご報告申し上げます。

このたびの未払金の発生により、事業者各位に対しまして、多大なご迷惑をおかけするとともに、町民並びに議員の皆様には役場に対する信頼を失墜させる事態を招いてしまいましたことを深くお詫び申し上げます。

このたびの事案につきましては、発注業者からの請求、監査委員による平成30年度の決算審査、業者への聞き取りなどによって判明したものであり、その内容については、配付させていただきました資料のとおり、請求件数が38件、事業者数が8件、内容は公用車の修繕料、道路照明の修繕料、ボイラー保守点検委託料などで、総額159万1,974円となっております。

その発生の原因につきましては、予算執行管理を怠ったことによるものであります。

なお、この未払金については、判明後、速やかに既存予算から支払いを済ませるとともに、各担当課長が直接各事業者に対して謝罪を行ったところであります。

また、今後予算額に不足が生じる可能性がありますので、その際は、補正予算により対応させていただくことになりますことをご理解願います。

このたびの事案は、本来業務の怠りという公務員倫理の欠如と組織において管理監督がなされていなかったことが最大の要因ではありますが、このような不祥事を二度と起こさないため、早急に会計事務の手引きの作成などによる職員への周知徹底、会計事務の改善、改めての職員研修の実施、管理・確認体制の強化、法令遵守の徹底はもちろん、職員一人ひとりが「町民の負託に応え、適正に公務を遂行する」という、公務員の原点に絶えず立ち返り、職員間で活発なコミュニケーションをとり、積極的に業務展開を図る職場風土をつくりながら、組織として力をあわせ公務を遂行し、あらゆる手段をもって真に町民から信頼される町政を目指し、私が先頭に立ち、職員一丸となって取り組んでまいります。

以上、平成30年度の厚岸町一般会計事務処理において発生した未払金についての行政報告とさせていただきます。

●議長（堀議員） これより、行政報告に対する質疑を行います。

なお、報告に対する質疑は厚岸町議会会議運用内規22にありますとおり、内容の疑義を正す程度にとどめていただきます。

ございませんか。

3番、室崎議員。

●室崎議員 今の町長お報告を聞いて、随分件数があるのだなと思いました。

それで、その理由として、ここでもって言っているのは、予算執行管理を怠ったことによるという一言で片付けられているのだけれども、予算執行管理ってどんな業務を行うのか。そして、そのどの業務が怠ったのか。それで、幾つもの課にわたっているとすれば、それぞれの課で全部同じことで怠っているわけでもないと思われるので、そういう具体的な内容について、一覧表でも何でもいいですから出していただきたい。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 資料として出してほしいということですか。お答えでなくて。

●室崎議員 今、行政報告のところで議論する気はありませんので、この後、予算なり何なりのところで、そういう職務の、いわばいろいろな緩みというようなものがあるのではないかということをうかがわせる話だったので、それを具体的に議論していかなければならないと思うのです。そのための資料ですから、予算までに文書で出していただければ、そのほうが議論がやりやすいのではないかと、そのように思います。お願いします。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 資料と、大変難しい内容ですが、今、請求されましたので、改めて提出をさせていただきたいと思います。

●議長（堀議員） よろしいですか。

●議長（堀議員） 他にございませんか。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、以上で行政報告を終わります。

●議長（堀議員） 日程第7、陳情第1号 「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択についての陳情書を議題といたします。

本件につきましては、令和元年6月19日開会の第2回定例会において、総務産業常任委員会に付託し、閉会中の継続審査を求めているところであります。

今般、審査結果の報告が委員長からなされております。

委員長の報告を求めます。

10番、大野委員長。

●大野委員長 令和元年6月19日開催の第2回定例会において付託されました陳情第1号「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択についての陳情書について、令和元年7月16日、7月29日及び8月22日の計3回、本委員会を開催し、陳情内容の確認や理事者側から審査に必要な参考説明を受け、慎重に審査した結果、不採択とすべきものと決しましたので、ここにご報告申し上げます。

以上、報告といたします。

●議長（堀議員） お諮りいたします。

委員長の報告は不採択であります。

よって、原案について採決いたします。

討論はありますか。

2番さん、討論ありますか。

（「異議あり」の声あり）

●議長（堀議員） 討論はないですか。

休憩します。

午前10時32分休憩

午前10時32分再開

●議長（堀議員） 再開いたします。

これより、採決を行います。

休憩します。

午前10時32分休憩

午前10時51分再開

●議長（堀議員） 再開いたします。

委員長の報告は不採択であります。よって、原案について採決いたします。

討論ありますか。

討論がありますので、これより討論を行います。

本陳情について、委員長報告は不採択でありますので、まず本陳情に対する賛成討論の発言を許します。

賛成討論の発言ありますか。

2番、石澤議員。

●石澤議員 この所得税法第56条というのは、民法でずっと続いてきているものなのですが、この中に、本来は認められるべき家族の労働が認められていないというものなのです。子どもたち、息子であろうが、娘であろうが、また奥さんであろうが、その人たちの働きが一切認められていないというのが56条なのです。

それで、今まできちんと働いてきた人たちの対価を求めるようにしてほしいと、税金の申告のときに、その人たちの働きもちゃんと認めてほしいということで、所得税56条の廃止を求めるという意見書なのです。

だから、このことに対して、女性の働き、それから子どもたちの働きが認めてもらえるような、そういう税制になってほしいと思いますので、ぜひこれは賛成してほしいと思いました。

以上です。

●議長（堀議員） 次に、本陳情に対する反対討論の発言を許します。

6番、佐藤議員。

●佐藤議員 すみません。時間がたくさんかかって申しわけありませんでした。

「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択についての陳情について、反対の立場から討論をさせていただきたいと存じます。

所得税法第56条は、恣意的な所得の分配を防止するために必要であり、この規定を廃止した場合、納税者の適正な申告を担保できるのか甚だ疑問を感じております。

また、青色申告のように、主に正規の簿記による記帳をして、正確な申告を行っているものとの間に生じる専従者給与の差は受任すべき範囲内のものであり、青色申告をす

ることで陳情者の要求する措置が講じられることから、本陳情には賛同できません。

ただし、その一方で所得税法第57条の規定では、事業専従者については税務署に届け出た範囲内において給与として必要経費に算入することが認められておりますし、さらには白色申告者にはない青色申告の特典として、青色申告特別控除65番、それから損失を3年間繰り越す、いわゆる損益通算など、白色申告者にはない特典が認められております。

納税者が正確な納税を心がける意志があれば、青色申告した上で生計を一にする親族の給与を専従者給与として経費に算入すべきものと考えます。

それらの点から判断すると、所得税法第57条によって、陳情の願意は既に現行法での選択肢は整備されており、納税者として進むべき方向は、第56条の廃止ではなく、青色申告を進めるものと思います。

よって、本陳情には反対するものであります。議員各位の賢明なご判断をお願い申し上げます。

以上であります。

●議長（堀議員） 他に討論ありますか。

（なし）

●議長（堀議員） なければ、以上で討論を終わります。

これより、起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本案は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

出席議員11人、そのうち起立者数2名、起立少数であります。

よって、本案は不採択とされました。

●議長（堀議員） 日程第8、選挙第5号 釧路東部消防組合議会議員の選挙を行います。

釧路東部消防組合議会議員の厚岸町議会からの議員数は、釧路東部消防組合規約により、4名とされておりますが、佐々木議員の死去により1名の欠員が生じておりますので、このたび、釧路東部消防組合議会議員の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定による、指名推薦にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推薦によることに決定いたしました。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

釧路東部消防組合議会議員に南谷議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名しました南谷議員を釧路東部消防組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました南谷議員が釧路東部消防組合議会議員に当選されました。ただいま、釧路東部消防組合議会議員に当選されました南谷議員が議場にいらっしやいますので、本席から厚岸町議会会議規則第33条第2項の規定により、告知いたします。

- 議長（堀議員） 日程第9、認定第1号 平成30年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 平成30年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成30年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成30年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成30年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 平成30年度厚岸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 平成30年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号 平成30年度厚岸町水道事業会計決算の認定について、認定第9号 平成30年度厚岸町病院事業会計決算の認定について、以上9件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（若狹町長） 平成30年度各会計決算書提出に際し、その執行状況等について説明をいたします。

当年度は、「第5期厚岸町総合計画」の「後期行動計画」を着実に推進するとともに、「厚岸町未来創生総合戦略」に基づく、人口減少対策や産業振興への取り組みを推進・加速させるために、子育て支援対策や町内産業の振興、防災・減災対策などを重点課題として位置づけ、各種の施策を実施してまいりました。

子育て支援対策では、老朽化した真竜保育園と宮園保育園を統合し移転する（仮称）湖北地区保育所建設事業の実施設計業務と厚岸保育所を移転改築するための基本設計業務を実施したほか、18歳までの子どもにかかる医療費の無料化や、出産祝金を第1子から一律10万円支給するよう制度を拡充しました。また、小・中学校の修学旅行費の助成や学校で使用する教育費を全額公費負担することで、保護者の負担を減少させるなど、

子どもを安心して産み育てられる施策をさらに推進いたしました。

産業振興対策では、外来船の招致を図るため若竹第2埠頭に休憩施設の整備を進めたほか、町営牧場隔離牛舎の施設整備を進め預託牛の飼育環境の改善を図るなど、基幹産業の振興を進めております。

観光振興対策では、地域資源の活用を狙い厚岸味覚ターミナルコンキリエに電動アシスト付自転車を設置したほか、観光プロモーション実行委員会やご当地キャラクター等を利用して厚岸町のPRを行い、魅力ある厚岸町を観光で訪れた方や全国へ広く発信し、交流人口の拡大を図ってまいりました。

防災・減災対策では、防災行政無線の親局等の更新によりデジタル化を進めたほか、お供山津波避難階段の制作等を実施し、不測の災害に備えた施策を推進いたしました。

さらには、ふるさと納税の返礼品制度による地場製品のPRと普及拡大を図ったほか、デマンドバスの運行開始や、町道の改良舗装・補修などの生活基盤整備等の実施に対し、予算執行したのが主な施策成果の特徴となっております。

当初予算では、一般会計が94億6,860万6,000円、国民健康保険、簡易水道事業、下水道事業、介護保険、後期高齢者医療、介護老人保健施設事業の各特別会計を合算しますと、129億8,210万2,000円の総体規模でありました。これに、年度内にそれぞれ所要額の補正を行い、一般会計における最終予算は、平成29年度繰越明許費9,990万円を含め104億880万2,000円、各特別会計では、35億2,909万9,000円となり、総体においては139億3,790万1,000円となりました。

これらの内容は、次の表のとおりとなっておりますので、私からの説明は省略させていただきます。

この最終予算に対しまして、各会計別の収支執行実績を申し上げますと、一般会計では、歳入で104億6,939万9,674円で、収入率で100.6%、歳出では99億6,384万3,942円、95.7%の執行率となり、歳入歳出差し引きで5億555万5,732円の残額となりました。このうち、繰越明許費として76万円を令和元年度に繰越、財政調整基金に2億7,000万円を積み立て、実質2億3,479万5,732円が翌年度繰越財源となったところであります。

一方、特別会計であります、国民健康保険特別会計については、一般会計から1億4,213万4,362円を繰り入れ、歳入歳出差し引きで1,997万4,011円の残額となり、これについては、翌年度に繰り越し、国庫負担金等を精算の上、返還金に充てるほか、国民健康保険財政調整基金に積み立てるものであります。

簡易水道事業特別会計については、歳入不足となった644万1,198円を一般会計から繰り入れ、収支の均衡を図りました。

下水道会計特別会計については、歳入不足となった3億8,044万1,673円を一般会計から繰り入れ、収支の均衡を図りました。

介護保険特別会計については、歳入で介護保険に係る負担分等として一般会計から1億6,313万4,125円を繰り入れ、歳入歳出差し引きで3,340万4,162円の残額となり、これについては、翌年度に繰り越し、国庫負担金等を精算の上、返還金に充てるほか、介護給付費準備基金に積み立てるものであります。

後期高齢者医療特別会計については、歳入で保険基盤安定分等として一般会計から4,704万3,763円を繰り入れ、歳入歳出差し引きで現年度保険料の4月と5月の収入分50

万4,200円を翌年度に繰り越し、広域連合納付金に充てるものであります。

介護老人保健施設事業特別会計については、歳入歳出差し引きで522万5,066円の残額となり、この残額は全て翌年度へ繰り越すものであります。

以上が平成30年度決算報告による計数面での概要であります。より具体的な成果と実績等につきましては、別冊で配付いたしました「決算書」及び「決算資料」に基づき、ご検討いただくこととして内容を省略させていただき、順次ご質問等に応じて各担当課等より、詳細なご説明をいたしたいと存じます。

●議長（堀議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） 続きまして、認定第8号 平成30年度厚岸町水道事業会計決算内容について説明申し上げます。

決算書の構成は事業報告書、決算報告書、財務諸表、附属明細書の順にしております。これに従って説明いたします。

それでは、1ページをお開き願います。

1ページ目から9ページ目まで、事業報告書でございます。

1、概況については、(1)総括事項として業務状況及び経営状況の概略を記載しております。

ア、業務状況、(ア)業務量の状況であります。平成30年度末の給水人口は8,447人となり、前年度に比べ239人の率で2.8%減少しました。給水戸数については5,157戸で、前年度に比べ7戸、率で0.1%減少しました。年間配水量は128万4立方メートルで、前年度に比べて4,046立方メートル、0.3%減少し、有収水量は90万8,819立方メートルで、前年度に比べ6,673立方メートル、0.7%減少しました。この結果、有収率は71%で、機動的な漏水調査を行い漏水の抑制に努めたものの、給水管などの小水量の分散した漏水の抑制には至らず、有収率はほぼ横ばいとなりました。引き続き、機動的な漏水調査などにより漏水の早期発見と早期修繕に努めて、有収率の向上を図ってまいります。

(イ)建設改良事業の状況についてであります。

①配水管等整備事業では、配水管布設替工事2件は、老朽化した筑紫恋地区配管布設替工事と床潭末広間道路改良工事に伴う布設替工事を行いました。

配水管新設工事1件は若竹漁港整備配水管新設工事を行いました。

②設備整備事業では、浄水場等の老朽化した設備として、厚岸浄水場排水ろ過設備、計測設備、取水ポンプ設備尾幌ポンプ場動力設備4件の更新工事を行いました。

③メーター設備事業では、新規に19台のメーターを設置し、有効期間が満了した457台を取りかえました。

2ページ上段をごらんください。

④上水道施設更新計画策定業務では、水道施設の将来に向けた課題整理、上水道施設の現状診断、水源及び浄水施設の配置検討、水道施設台帳整備に伴う資料整理など計画策定一式を行いました。

2ページ下段から3ページ目は経営状況であります。

収益的収支であります。税抜で申し上げますが、収入の総額、水道事業収益は、2億8,979

万3,884円で、前年度に比べ45万4,464円、0.2%の増収となりました。一方、支出は2億4,977万8,892円で、前年度に比べ843万9,003円、3.3%の減となりました。

この結果、水道事業収益が水道事業費用を上回り4,001万4,992円の純利益となりました。収益的収支の内容については、後ほど収益明細書で説明させていただきます。

人口の減少や節水意識の定着により、家事用の使用水量は減少し続けていますが、業務用での使用水量が前年に引き続き増加し、給水収益が見込みより増加しました。

将来にわたり安全・安心な水を安定的に供給するため、利益は建設改良積立金などに積み立て、老朽化した施設更新や災害に強い施設整備を計画的に実施し、平成29年度の料金改定での厚岸町議会付帯決議を勘案しながら、今後もより一層の経営改善に取り組み、健全な経営に努めます。

次に、資本的収支であります。税込みで申し上げます。

収入の総額は2,522万7,200円で、前年度に比べ2,182万7,200円、642%の増となりました。

主な収入である企業債は2,300万円で、前年度に比べ1,960万円の増となりました。

支出総額は1億7,188万6,417円で、前年度に比べ3,667万8,550円、27.1%の増となりました。

建設改良費は、配水管等布設替工事、設備整備などで9,497万5,952円となり、前年度に比べ2,852万849円の増。企業債償還金は7,691万465円で、前年度に比べ815万7,701円の増となりました。

収支の不足額1億4,665万9,217円の補填については、後ほど10ページからの決算報告書で説明をいたします。

4ページは、(2) 議会議決事項、(3) 行政官庁認可事項、(4) 職員に関する事項でございます。内容は記載のとおりであります。

2、工事については、5ページで先ほど説明いたしました工事の内容を記載しております。

3、業務については、6ページ(1)業務量、7ページ(2)は事業収入に関する事項、8ページ(3)は事業費に関する事項についてであります。後ほど、別紙の認定第8号説明資料収益的収支説明書で説明いたします。

(4) 給水装置工事の状況、(5) 委託調査業務、9ページ4の会計、(1) 企業債の概況、(2) 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の決算については、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上が、事業報告であります。

次に、10ページをお開き願います。

平成30年度厚岸町水道事業決算報告であります。

始めに、収益的収入及び支出の収入でございます。

1 款水道事業収益は、予算3億643万7,000円に対し、決算では3億1,024万610円で、予算に比べ380万3,610円、1.2%の増となりました。内訳は、1 項営業収益が、予算2億7,225万1,000円に対し、決算では2億7,603万1,840円で、予算に比べ378万840円の増。2 項営業外収益は、予算3,201万円に対し、決算では3,203万2,456円で、予算に比べ2万2,456円の増となりました。3 項特別利益は、予算217万6,000円に対し、決算では217万6,314

円で、314円の増となりました。

次に、支出であります。

1 款水道事業費用は、予算 2 億6,664万1,000円に対し、決算では 2 億6,223万6,442円の執行で、440万4,558円、1.7%の不用額となりました。内訳は、1 項営業費用が、予算 2 億3,704万3,739円に対し、決算では 2 億3,283万9,181円の執行で、420万4,558円の不用額となりました。2 項営業外費用は、予算2,939万7,261円に対し、決算は同額の執行で、不用額はあります。4 項予備費については、予算20万円に対し執行はなく、全額不用額となりました。

11ページの資本的収入及び支出でございます。

収入ですが、1 款資本的収入は、予算2,522万7,000円に対し、決算では2,522万7,200円の執行で、200円の増となりました。内訳は 1 項企業債が予算、決算とも同額の2,300万円であります。

6 項補償金は、予算222万7,000円に対し、決算では222万7,200円の執行で、200円の増となりました。

次に、支出でございます。

1 款資本的支出では、予算 1 億7,252万円に対し、決算では 1 億7,188万6,417円で、63万3,583円の不用額となりました。内訳は、1 項建設改良費が、予算9,560万8,000円に対し、決算では9,497万5,952円で、63万2,048円の不用額となりました。2 項企業債償還金が、予算7,691万2,000円に対し、決算では7,691万465円で、1,535円の不用額となりました。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、1 億4,665万9,217円は、過年度分損益勘定留保資金1,237万1,090円、当年度分損益勘定留保資金9,745万2,983円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額703万5,144円、減債積立金600万円及び建設改良積立金2,380万円で補填するものであります。

棚卸資産の限度額 1 億3,604万9,000円に対し、執行は1,287万9,502円で、これに伴う仮払消費税は95万4,032円であります。

12ページ目は、損益計算書でございます。右側の数字をごらん願います。

営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は、2,835万5,806円、これに営業外収益を加え、営業外費用を差し引き、更に特別利益を加えた4,001万4,992円が当年度純利益となります。当年度未処分利益剰余金は、前年度繰越利益剰余金3,092万8,950円にその他未処分利益剰余金変動額2,980万円を加えた 1 億74万3,942円となります。

13ページ目は、剰余金計算書でございます。剰余金のうち資本剰余金は出資金からその他資本剰余金までを合わせた当年度末残高は、当年度変動額が生じなかったため、前年度末残高と同額の2,454万9,641円となりました。

利益剰余金は、減債積立金と建設改良積立金、未処分利益剰余金を合わせた前年度末残高が 1 億4,548万8,185円でしたが、資本的収支不足額補填のため取り崩した減債積立金600万円及び建設改良積立金2,380万円を減じ、その他未処分利益剰余金を剰余金変動額として同額を加えた4,001万4,992円を当年度変動額とするため、年度末残高は 1 億7,750万3,177円となりました。

14ページ目は剰余金処分計算書案でございます。

13ページでご説明しました、当年度未処分利益剰余金 1 億74万3,942円の処分については、370万円を減債積立金に積み立て、3,720万円を建設改良積立金に積み立て、減債積立金及び建設改良積立金を取り崩して未処分利益剰余金に振りかえた2,980万円は、自己資本金に組み入れ、残余の3,004万3,942円を翌年度に繰り越す未処分利益剰余金とするものであります。この内容が、地方公営企業法第32条第2項に基づき、議会の議決が必要となる利益の処分となります。

15ページと16ページは、貸借対照表であります。

15ページ、資産の部では、平成31年3月31日現在の固定資産が19億3,797万7,427円、流動資産が2億6,226万1,002円、資産の合計が22億23万8,429円でございます。

16ページの、負債と資本については、負債の合計は15億7,496万9,599円、資本の合計は6億2,526万8,830円、負債と資本の合計は22億23万8,429円でございます。

17ページから18ページ目は、注記であります。

財務諸表を作成するに当たり、採用した会計処理の基準及び手続きを注記として記載しております。1 重要な会計方針から、3 リース契約により使用する固定資産まで記載のとおりです。

19ページ目は、現金の収入支出に関する情報を記載したキャッシュフロー計算書でございます。内容は記載のとおりであります。

20ページからは収益費用明細書であります。別紙の認定第8号説明資料、「平成30年度厚岸町水道事業会計決算に係る収益的収支説明書(税抜き)」により説明いたします。

まず、収入でございます。

1 款水道事業収益は、2 億8,979万3,884円で、前年度に比べ45万4,464円で、0.2%の増収となりました。

1 項営業収益は2 億5,558万5,037円で、前年度に比べ176万6,287円、0.7%の減収となりました。

1 目給水収益は2 億5,501万7,037円で、前年度に比べ0.4%の減収。業務用で214万1,964円の増収となり、主な要因は産業活動が堅調であったほか、各用途では減収となりました。

2 目受託工事収益は56万8,000円で、前年度に比べ70万8,000円の減。

2 項営業外収益は、3,203万2,533円で、前年度に比べ4.2%の増です。

1 目受取利息及び配当金は2 万1,316円で、前年度に比べて9.6%増です。

2 目他会計補助金は1,141万228円で、前年度に比べ4.2%の増です。

3 目長期前受金戻入は1,865万6,896円で5.2%の減。償却資産に対する補助金等の減価償却見合分を収益化した額の減によるものであります。

4 目修繕引当金戻入益は皆減。

5 目雑収益は194万4,093円で、194万4,904円の増。配水管等破損補償費の増であります。

3 項特別利益、3 目その他特別利益は217万6,314円で、94万2,314円の増。主には職員の人事異動による退職給付費引当金戻入益の増であります。

次に、支出でございます。

1 款水道事業費用は2 億4,977万8,892円で、前年度に比べ8,403万9,003円、3.3%の減

となりました。

1 項営業費用は 2 億 2,722 万 9,231 円で、前年度に比べ 680 万 124 円、2.9%の減となりました。

1 目原水及び浄水費では 5,784 万 2,595 円で、前年度に比べ 6.6%増であります。動力費 128 万 1,824 円の増、老朽化する浄水施設の修繕 7 件と例年に比べ多い結果であったことから、修繕費 170 万 2,299 円の増、融雪期の水源河川の水質が昨年同様良好であったため、薬品費 142 万 1,261 円の減などであります。

2 目配水及び給水費では 1,350 万 2,937 円で、前年度に比べ 22.1%減。主に大きな水道本管の漏水修理が減少したことによる、修繕費 315 万 1,500 円の減などがあります。

3 目受託工事費は皆減。

4 目総係費では 2,935 万 3,430 円で、前年度に比べ 2.6%減。主に職員の異動による給与費の増減であります。

5 目減価償却費では 1 億 2,364 万 8,603 円で、前年度に比べ 3.6%減。主に構築物で 326 万 6,408 円の減、機械及び装置費 110 万 9,155 円の減など、償却資産の減によるものであります。

6 目資産減耗費では 288 万 1,666 で、前年度に比べ 9.3%減。主にメーター器など機械及び装置が 27 万 5,268 円の減などがございます。

2 項営業外費用は 2,254 万 9,661 円で、前年度に比べ 163 万 8,879 円、6.8%減となりました。これは 1 目支払利息及び企業債取扱諸費で、企業債利息の減でございます。

4 目雑支出では、前年度と同様に支出はございません。

以上、水道事業収益から水道事業費用を差し引いた当年度純利益は 4,001 万 4,992 円となり、料金改定時の財政推計や 3 月補正で見込んだ純利益額を上回る黒字となりました。

ここで、決算書 23 ページにお戻りください。

固定資産明細書でございます。

(1) 有形固定資産明細書、(2) 無形固定資産明細書、ともに記載のとおりであります。

24 ページから 25 ページにわたり、企業債明細書でございます。記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

以上が、平成 30 年度厚岸町水道事業会計決算の内容でございます。

ご審議の上、認定くださいますようお願いいたします。

●議長（堀議員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 続きまして、認定第 9 号 厚岸町病院事業会計決算の内容についてご説明申し上げます。

説明は、決算書及び別に配付の説明資料で行います。

それでは、決算書 1 ページをお開きください。

平成 30 年度厚岸町病院事業報告書であります。

1、概況。

(1) は総括事項です。

町立病院は、町民の命と健康を支える中核的な医療機関として、急性期から慢性期ま

で、患者と一緒に進める患者中心の医療を提供しております。

診療の基本となる医師体制につきましては、4月に内科医師の1名の交代がありましたが、内科医師2名、外科医師1名、小児科医師1名の常勤医師4名体制での診療となったところであります。

また、専門外来診療としては、消化器検査診療のほか、釧路赤十字病院から週1回の整形外科診療、釧路労災病院から隔週1回の脳神経外科診療を継続できたところであります。

週末や休日など、24時間の救急医療への対応につきましては、常勤医師のほか、自治医科大学や北海道大学医学部などの関係機関から医師派遣を受け、救急医療体制を維持したところであります。

今後も、常勤医師の確保に全力を傾注するとともに、看護師など医療資格者の充実に向けた一層の取り組みを進め、体制の継続を図ってまいります。

経営状況につきましては、前年度に比較し、入院・外来ともに患者数が減少し、それぞれ、減収となりましたが、会計制度の見直しによって前年度に生じた不良債務を解消するための一般会計繰入金が増により、総体では4,363万3,597円の黒字決算となりました。

続いて、アの患者数、イの収益的収支、ウの資本的収支につきましては、後ほどご説明いたします。

2 ページ。

(2) 議会議決事項。

(3) 行政官庁認可事項は、それぞれ記載のとおりであります。

(4) 職員に関する事項として、職員数では、表の下段、合計欄で、本年度中の退職者9人、本年度中の採用者8名となっており、年度末職員数では前年度より1人減の61名となっております。

なお、カッコ書きは、嘱託職員及び臨時職員の人数であります。

3 ページ。

2、工事。

(1) 資産取得の概況では、記載の3件について、総額1,763万6,400円で、全て医療機械の更新であります。

(2) 建設改良工事の概況では、中央監視盤改修工事として、本体一式の取り替え工事ほか、病棟回復室・薬局空調設備改修工事として、室内機3台、室外機2台の取り替え工事ほか、外壁タイル補修工事实施設計委託業務で、工事費等は記載のとおりであります。

4 ページ。

3、業務。

(1) 業務量、アの患者数。入院患者数では本年度、延べ1万61人、1日平均27.6人で、前年度に比較して2,461人、19.7%、1日平均6.7人の減であります。

外来患者数では、本年度延べ4万5,399人、1日平均186.1人で、前年度に比較して、3,088人、6.4%、1日平均12.6人の減であります。

次に、イ病床利用状況として、病床利用率は、本年度50.1%、前年度に比較して、12.3

%の減であります。

続いて、5ページから6ページは、事業収入と事業費用の科目ごとに、上段カッコ書きは、消費税込みの額、下段が消費税抜きで、前年度との比較となっております。

続いて、7ページ。

4、会計。

(1) 企業債の概況では、今年度は2件の借入、(2) では、一時借入金の概況について、(3) では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の決算について、となっております。

それぞれ記載のとおりであります。

以上が、事業報告書の内容の説明であります。

8ページから9ページまでは、平成30年度厚岸町病院事業決算報告書であります。

始めに、収益的収入及び支出のうち、収入について、1款病院事業収益では予算12億4,680万1,000円に対し、決算では12億4,478万2,651円となり、予算に比べ201万8,349円、0.2%の減となりました。

内訳として、1項医業収益では予算8億1,629万4,000円に対し、決算では8億1,435万9,764円となり、予算に比べ193万4,236円の減。

2項医業外収益では予算4億3,050万7,000円に対し、決算では4億3,042万2,887円となり、予算に比べ8万4,113円の減であります。

次に支出であります。

1款病院事業費用では、予算12億1,171万4,000円に対し、決算では11億9,857万4,154円の執行で、1,313万9,846円、1.1%の不用額となりました。内訳として、1項医業費用では予算11億3,013万8,000円に対し、決算では11億2,134万1,372円の執行で、879万6,628円、0.8%の不用額。

2項医業外費用では、予算8,127万6,000円に対し、決算では7,723万2,782円の執行で、404万3,218円、5.0%の不用額。

3項予備費では、予算30万円に対し、執行がなく全額不用額であります。

9ページ、資本的収入及び支出でございます。

始めに、収入について、1款資本的収入では、予算1億9,439万2,000円に対し、決算では1億9,430万2,336円となり、予算に比べ8万9,664円の減となりました。内訳として、1項企業債では予算2,160万円に対し、決算でも2,160万円と予算と同額であります。

2項補助金では、予算1億7,279万2,000円に対し、決算では1億7,270万2,336円となり、予算に比べて8万9,664円の減であります。

次に支出であります。

1款資本的支出では、予算1億9,439万2,000円に対し、決算では1億9,430万2,336円で、8万9,664円の不用額となりました。

内訳として、1項建設改良費では、予算5,848万2,000円に対し、決算では5,839万2,750円で8万9,250円の不用額。

2項では企業債償還金では、予算1億3,591万円に対し、決算では1億3,590万9,586円で、414円の不用額であります。

次に、(3) 棚卸資産購入限度額では、予定限度額1億7,402万8,000円に対し、執行額

は1億3,906万1,392円となり、これに伴う仮払消費税は1,030万842円であります。

10ページは、損益計算書であります。

下から3行目、収益から費用を差し引いた当年度純利益として4,363万3,597円の計上となったところです。

これにより11ページ、欠損金計算書であります。剰余金欄で、先ほどご説明した当年度純利益を当年度変動額として、4,363万3,597円を計上し、その額が差し引かれ、表の下段、当年度末残高は当年度未処理欠損金として9億5,354万8,419円となったものであります。

12ページは、11ページで説明した欠損金処理計算書の結果を踏まえ、繰越欠損金を6億5,354万8,419円とするものです。

13ページから14ページは、貸借対照表であります。平成31年3月31日現在の財産状況を示したものであります。

各項目の詳細の説明は省略させていただきます。

なお、会計制度の見直しによって、平成29年度末において生じた1,894万4,743円の不要債務につきましては、流動負債に計上されるリース債務の皆減などのほか、先の事業報告書でもご説明いたしました。不良債務を解消させるための一般会計からの繰入金増等により、全額解消となっております。

15ページは、貸借対照表にかかる注記事項であります。

記載内容は、これまで予算提案で説明した内容に変更はなく、新たな追加項目もありませんので、説明は省略させていただきます。

16ページはキャッシュフロー計算書であります。

1年間の資金の動きを項目、使途別に表記したものであります。

17ページから20ページの収益費用明細書につきましては、別に配付しております説明資料により説明いたします。

認定第9号説明資料、平成30年度厚岸町病院事業会計決算に係る説明資料（消費税抜き）をごらんください。

1ページは、収益的収支についてで、始めに収入であります。

1款、1項、1目入院収益2億5,180万5,665円、前年度対比5,875万9,417円、18.7%の減。

2目外来収益3億6,368万8,465円、前年度対比2,316万932円、6.0%の減。入院・外来ともに、主に患者数の減による減であります。

4目負担金1億3,372万2,000円、前年度対比169万7,000円、1.3%の増。内訳として、一般会負担金103万1,000円の増、浜中町からの厚岸郡救急医療確保負担金66万6,000円の増であります。

2項医業外収益のうち主な増減として、6目他会計負担金2億5,075万9,000円、前年度対比6,316万2,000円、33.7%の増。主に不採算医療に係る必要経費の増によるものであります。

7目負担金交付金2,379万235円、前年度対比334万9,735円、12.3%の減。介護老人保健施設事業運営管理共通経費負担金として、主に看護師派遣負担金の減であります。

これにより、表の一番上の欄、病院事業収益全体では12億3,985万1,265円、前年度対

比2,505万6,254円、2.0%の減であります。

次に支出であります。

1 款、1 項、1 目給与費 7 億42万6,977円、前年度対比727万802円、1.0%の減。主に看護師の産休等に伴う給与費の減によるもので、賃金の増は主に臨時医師確保に伴う増であります。

2 目材料費 1 億1,755万2,928円、前年度対比954万4,284円、7.5%の減。主に入院患者の減による薬品費及び診療材料費の減であります。

3 目経費 2 億211万6,284円、前年度対比735万5,082円、3.5%の減。主に給食業務委託料について、給食業務の全面委託から労務管理のみの委託へと変更したことによる委託料の減であります。

5 目資産減耗費518万1,607円、前年度対比297万1,347円、134.4%の増。医療器械更新に伴う廃棄資産の増であります。

次に、2 項医業外費用では、1 目支払利息及び企業債取扱諸費3,692万1,150円、前年度対比506万5,244円、12.1%の減。主に企業債利息の減であります。

2 目医療技術員確保対策費1,849万6,690円、前年度対比115万1,635円、6.6%の増。主に看護師派遣負担金の増であります。

これにより、病院事業費用全体では11億9,621万7,668円、前年度対比2,357万2,214円、1.9%の減であります。

この結果、平成30年度の当年度純利益は4,363万3,597円の黒字決算となりました。

次に、裏面 2 ページ、資本的収支についてで、始めに収入であります。

1 款資本的収入、1 項 1 目企業債2,160万円、前年度対比1,120万円、107.7%の増。

2 項補助金、1 目他会計補助金 1 億5,640万2,336円、前年度対比34万3,471円、0.2%の減。

2 目国庫補助金1,630万円、前年度対比250万円、18.1%の増。それぞれ建設改良及び企業債償還金に対する収入であります。

次に支出であります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目固定資産購入費1,633万円、前年度対比292万円、21.8%の増。先に説明した医療器械等 5 台の更新であります。

2 目建設工事費2,120万円、前年度対比1,150万円、118.6%の増。先に説明した建設改良工事 3 件にかかる事業費であります。

3 目リース資産購入費1,786万350円、前年度対比593万927円、24.9%の減。

2 項 1 目企業債償還金 1 億3,590万9,586円、前年度対比490万8,669円、3.7%の増であります。

以上が、資本的収支を終わります。

決算書にお戻りください。21ページです。

21ページは固定資産明細書。

最終22ページは企業債明細書であります。

それぞれ記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

以上が、平成30年度厚岸町病院事業会計決算の内容であります。よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

●議長（堀議員）　ここで、監査委員に対し、審査結果の意見を求めます。

監査委員。

●代表監査委員（黒田監査委員）　ただいま上程されました平成30年度厚岸町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算認定並びに水道事業会計及び病院事業会計の決算認定について、その決算審査の概要を申し述べさせていただきます。

まず最初に、決算書1ページから4ページ、決算審査意見書によりますと、2ページの表に該当いたしますが、その説明から始めさせていただきたいと存じます。

まず最初に、平成30年度一般会計並びに各六つの特別会計全体の決算額について、1,000円単位で申し上げますが、総額では歳入が139億9,266万7,000円、歳出では134億2,800万4,000円となりまして、歳入歳出差っ引き5億6,466万3,000円、歳入増という、全会計全体の決算状況と相なっております。

一般会計初め各会計ごとの決算状況につきましては、ただいま町長からご報告があったとおりの内容でございまして、細部につきましては、お手元に配付をいたしました決算審査意見書、こちらのほうをごらんいただきたいと思います。存じますが、地方自治法の規定により、町長から審査に付された平成30年度一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算書に表示された計数については、適正であり誤りがないものと認められたところであります。

次に、決算審査の中で、今後特にご留意をいただきたい個別事項について、何点か申し述べさせていただきます。

まず、1点目の歳入関係についてであります。一般会計における自主財源の根幹をなす町税、この町税につきましては、ここ数年以上にわたって順調に推移をしてきておりまして、特に本年度は国民健康保険税ともども、全体の収納率が過去最高で確定をいたしました。当然ながら、それに連動して、翌年度への滞納繰越額も著しく減少してきており、本年度におきましても、担当部署の努力を高く評価をさせていただくとともに、国民健康保険税等も含めまして、引き続き自主財源の増収確保と収入未済額の解消について、なお一層の努力を望むものでございます。

また、税外収入の中では、ふるさと納税による寄附金の増額がとりわけ顕著でありまして、過疎対策債の特別分などの有効財源などもあわせながら、さまざまな町民サービスを向上させてきていることに敬意を表しますとともに、各種税外収入未済額の解消に向け、更なる努力を傾注していただきたいと思います。

次に、歳出関係になりますが、本年度は全体として、おおむね良好とはいえども、一部においてずさんな予算管理による不用額、あるいは流用の不良事例が散見されましたほか、先ほど本会議冒頭で町長から行政報告がございましたとおり、多額の年度内未払事例、これも確認されたことは、甚だもって遺憾でございまして、行政報告と重複は避けさせていただきますが、今後におきましては、適切な予算管理と支払い事務を含めた予算執行の指導を厳しく、なおかつ速やかに徹底をさせるとともに、行政組織内部の総合チェック体制の強化あるいは内部での財務基本研修などなどの対応措置を早急に講じていただきたいと思います。

最後に、平成30年度の決算全体といたしまして、町長先頭に歳入財源の獲得努力と歳出経費の節減努力によりまして、多様な行政成果と事業実績を上げられる一方で、本年度におきましても、安定的に5億円を超える実質収支、さらには荒資金も含めた各基金の残高をしっかりと確保したことに対しまして、その行財政運営を高く評価をさせていただくとともに、今後においても、この健全財政を堅持しながら、これらの基金等の積極的な活用により、厚岸町行政がもたらす多様な恩恵を等しく町民が享受し、町民生活満足度もさらに高められますよう、各種施策の展開をご期待を申し上げながら、一般会計及び特別会計の決算意見報告とさせていただきます。

次に、平成30年度の厚岸町の水道事業会計及び病院事業会計について申し上げます。

始めに、水道事業会計から申し上げます。なお、前段の担当課長の説明と若干重複をいたしまして、甚だ恐縮に存じますが、どうかお許しを賜りたいと存じます。

水道事業会計第3条予算の収益的収入及び支出であります。消費税抜きで、収入では2億8,979万3,884円、支出では2億4,977万8,892円、差引き4,001万4,992円が当該年度の純利益と相りました。

次に、4条予算のほうの資本金的収入及び支出、こちらは税込みになりますが、収入の2,522万7,200円に対して、支出では1億7,188万6,417円となりまして、差引き1億4,665万9,217円の不足額につきましては、過年度分及び当年度分の損益勘定留保資金と当年度分消費税及び地方消費税の資本金的収支調整額並びに減債積立金、そして建設改良積立金をもって、この不足額を補填処理をしているところでございます。

続きまして、病院会計について申し上げます。

第3条予算の収益的収入及び支出であります。消費税抜きで、収入では12億3,985万1,265円、支出では11億9,621万7,668円、差引き4,363万3,597円の黒字決算と相っております。

次に、4条予算の資本金的収入及び支出、こちらは税込みでございますが、収入の1億9,430万2,336円に対し、支出も収入と同額であり、差し引き収支ゼロということになります。

以上、平成30年度の水道事業会計及び病院事業会計の決算についての概要を申し述べさせていただきましたが、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、町長より審査に付されました平成30年度厚岸町水道事業会計決算及び病院事業会計決算にかかわる各諸書類につきましては、いずれも関係法令に準拠して作成をされており、また表示された計数についても適正であり、何ら誤りのないものと認められたところでございます。

なお、水道事業につきましては、平成24年度に引き続き、平成29年度において、再度の水道料金改定を実施したにもかかわらず、家事用収益の大幅な減額が、監査としても今後の懸念材料として大いに気になるところでございまして、基本的には厚岸町全体の行政課題である人口減少問題が本年度のように家事用収益へ影響を及ぼし、今後の当企業経営の独立採算性を著しくに脅かしかねない状況も十分に想定され、当面、この家事用収益の推移を注意していく必要があるものと考えます。ともあれ、今年度決算におきましては、事業用の収益の伸びと融雪時の薬品などの費用節減、修繕費、減価償却費、支払利息などの減額により、結果的には前年度に引き続き、4,000万円を超える大幅な黒字決算が実現できたところでございます。

また、病院事業につきましては、平成26年度に国が実施した公営企業の会計基準の改正への対応にまだ苦慮しつつも、本年度も数値上は、これまた4,000万円を超える大幅な黒字決算となりました。こちらは4年連続ということになります。このことは常勤医師4名の診療体制を基本として、種々経営努力と経費節減努力を積み重ねていることはもちろんとして、さらには前年度に監査として指摘をさせていただきました約1,900万円ほどの不良債務の完全解消、これも含めながら、一般会計からの補助金の大幅な増額によるところが主な黒字要因となっております。しかしながら、その内容は決して楽観視できるものではなく、入院患者数、外来患者数ともどもに前年度と比較して大幅に減少し、当然ながら医業収益全体も減額を余儀なくされておまして、前述の水道事業会計同様に、厚岸町全体の人口減少問題の反映によって、今後の当企業会計の独立度採算性がさらに著しく損なわれることのないよう、当面は当病院患者数及び医業収益の推移をしっかりと、これまた注視していく必要があるものと考えます。

以上をもちまして、公営企業会計決算審査に係る口頭報告を終わらせていただきます。

- 議長（堀議員） 本9件の審議方法についてお諮りいたします。

本9件の審議については、議長及び議会選出監査委員を除く10人の委員をもって構成する平成30年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中に審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本9件の審議については、議長及び議会選出監査委員を除く10人の委員をもって構成する平成30年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中に審査することに決定いたしました。

昼食のため、休憩いたします。

なお、本会議再開前に、平成30年度各会計決算審査特別委員会の開催があります。

午前11時59分休憩

午後1時04分再開

- 議長（堀議員） 本会議を再開いたします。

- 議長（堀議員） 日程第10、報告第9号 平成30年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策。

- 総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました報告第9号 平成30年度厚岸

町一般会計等における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率の報告について、その内容をご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、平成30年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率について、別紙監査委員の意見をつけて報告するものであります。

議案書11ページをお開き願います。

平成30年度厚岸町一般会計等における（1）健全化判断比率につきましては、①実質赤字比率、黒字でありますので比率なしであります。②連結実質赤字比率、同じく黒字でありますので比率なしであります。③実質公債費比率12.2%、④将来負担比率63.3%であります。

当町に適用される早期健全化基準は右欄のとおりであり、いずれもその基準を下回っております。

次に、平成30年度厚岸町公営企業会計における（2）資金不足比率であります。いずれの会計も資金不足はございませんので、比率なしであります。

厚岸町に適用される経営健全化基準は右欄のとおりであり、いずれもその基準を下回っております。

各比率の内容につきまして、お手元に配付しております報告第9号説明資料によりご説明させていただきます。説明資料の1ページをごらんください。

始めに、実質赤字比率であります。この比率は、一般会計の実質赤字額について標準財政規模に対する割合で示す比率であります。表の上段右側太枠で網かけしているところありますが、比率はマイナス▲9.67%。この表記につきましては、実質収支が黒字のためマイナスで表記され、公表する場合は黒字でありますので、比率なしとなります。

次に、連結実質赤字比率であります。一般会計と公営企業会計以外の特別会計への実質赤字額と地方公営企業法が適用されない公営企業会計である特別会計の実質赤字額と、地方公営企業法が適用される公営企業会計の資金不足・剰余額の合計額を標準財政規模に対する割合で示す比率であります。表の右下下段のとおり、マイナス▲15.90%、この表記につきましても、収支が赤字ではなく黒字のときはマイナスで表記され、公表する場合は黒字でありますので、比率なしとなります。表の下に、前年度の比率を表記しておりますので、ご参照願います。

2ページをごらんください。

実質公債費比率であります。この比率は、その年度の歳出の中で借金の返済に充てた額がどの程度であったのかを見る指標であります。一般会計の公債費と債務負担行為支払額、特別会計と公営企業会計の公債費のうち、一般会計負担額などを標準財政規模に対する割合で示す比率で、過去3カ年間の平均値で表記いたします。資料には各項目ごとの金額を記載し、右下段に計算式を記載しております。表の右中央に記載のとおり、本年度の比率は12.2%で、前年度との比較では0.4ポイントの増加であります。

3ページをごらんください。

将来負担比率であります。この比率は、一般会計が将来にわたって負担しなければならない実質的な負債額を、標準財政規模に対する割合で示すものであります。資料には各項目ごとの金額を記載し、下段に計算式を記載しております。表の右下段に記載のと

おり、本年度の比率は63.3%で、前年度との比較では2.6ポイントの減少であります。

4 ページをお開きください。

資金不足比率であります。この比率は、公営企業会計ごとの資金不足額について、それぞれの事業規模に対する割合で示す比率であります。

この比率対象となる会計につきましては、記載のとおり4会計となっております。

水道事業会計マイナス▲97.3%、このマイナス表記は資金不足額はなく、資金剰余額の割合であります。次に、病院事業会計はマイナス▲2.1%、同じく資金不足額はなく、資金剰余額の割合であります。次に、簡易水道事業及び下水道事業特別会計であります。収支ゼロのため比率はゼロパーセントであります。4つの会計とも資金不足額がないことから、公表する場合は比率なしとなります。

以上をもちまして、報告第9号の内容説明とさせていただきます。

●議長（堀議員） ここで、監査委員に対し、審査結果の意見を求めます。

代表監査委員。

●監査委員（黒田監査委員） ただいま議題となりました報告第9号 平成30年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率の報告について、厚岸町財政経営健全化審査の概要を申し述べさせていただきます。

審査した結果につきましては、お手元に配付させていただいた別紙意見書のとおりであります。一般会計における健全化判断比率として示されました実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4項目とも、早期健全化基準以下ということになっておりまして、また、水道、病院の2事業会計並びに簡易水道、下水道の2特別会計における資金不足比率についても、何ら問題なく、いずれも比率あるいは数値上は健全な範囲内の財政運営が維持されていると言えようと、斯様に思います。

よって、当年度の厚岸町において、財政健全化法第3条第1項の規定に基づき、町長から審査に付されました健全化判断比率等の算定と、その算定の基礎を記載した書類は、いずれも適正であり、誤りがないものと認められましたことを申し上げまして、監査報告とさせていただきます。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

これをもって、報告済みといたします。

●議長（堀議員） 日程第11、議案第69号 令和元年度厚岸町一般会計補正予算、議案第70号 令和元年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第71号 令和元年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第72号 令和元年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算、以上4件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました、議案第69号 令和元年度厚岸町一般会計補正予算から議案第72号 令和元年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算の提案理由をご説明申し上げます。

始めに、議案第69号、議案書1ページであります。

令和元年度厚岸町一般会計補正予算（2回目）。

令和元年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,262万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118億8,146万5,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

2ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正であります。

歳入では9款10項、3ページ歳出では10款19項にわたって、それぞれ1,262万4,000円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。10ページをお開き願います。

歳入であります。

15款使用料及び手数料、1項使用料、4目農林水産業使用料、3節水産業使用料、12万9,000円の増。厚岸漁港若竹第2埠頭における漁港休憩施設工事に係る仮設事務所及び駐車場などとして町有地使用に伴う占用料の計上であります。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、6目土木費国庫補助金、1節道路橋梁費補助金9,063万円の減。社会資本整備総合交付金（道路橋梁維持）78万円の減は、充当事業の町道歩道改修事業ほか、2道路事業分に対する配分額確定に伴う減額補正であります。社会資本整備総合交付金（道路新設改良）9,055万2,000円の減は、充当事業の床潭末広間道路整備事業への配分額確定に伴う減額補正であります。各事業の内容につきましては、歳出でご説明いたします。

5節住宅費補助金45万9,000円の増。有明団地建て替入居者移転に対する社会資本整備総合交付金の増額計上であります。

6節防衛施設周辺整備事業補助金450万円の増。特定防衛施設周辺整備調整交付金（河川総務）について、充当事業の奔渡川改修事業費の増に伴う計上であります。内容につきましては、歳出でご説明いたします。なお、交付金の最終的な充当配分については、今後の交付決定額を踏まえ、補正対応いたします。

3項委託金、1目総務費委託金、1節総務管理費委託金3万円の増。自衛官募集事務に対する配分額の増であります。4目土木費委託金、1節河川費委託金1,000円の減。別寒辺牛川水系治水砂防施設整備事業委託金の減であります。

17款道支出金、1項総務費委託金、4節選挙費委託金57万1,000円の減。道知事・道議会議員選挙費委託金確定による減であります。

6目土木費委託金、2節河川費委託金1万円の増。尾幌川樋門・樋管管理委託金の増

であります。

18款財産収入、2項財産売却収入、1目不動産売却収入、1節土地売却収入22万8,000円の増。白浜2丁目99番地3普通財産町有地86.54平方メートル、白浜2丁目99番地4普通財産町有地619.43平方メートルと、太田南15番10普通財産町有地1,805.68平方メートルの売り払い代であります。

19款1項寄附金、1目一般寄附金、1節一般寄附金1億円の増。一般寄附金ふるさと納税分1億円の増は、ふるさと納税制度による寄附金を勘案しての補正計上で、寄附金総額3億円を見込む予算計上であります。

4目衛生費寄附金、2節環境政策費寄附金7,000円、新規計上。イオン北海道株式会社様からの寄附金であります。

20款繰入金、1項基金繰入金、3目1節地域づくり推進基金繰入金21万5,000円の増。大地みらい信用金庫様からの寄附金を財源に積み立てた基金からの繰入金で、充当事業等は歳出でご説明いたします。

次ページ、4目1節まちおこし基金繰入金106万3,000円の増。歳出計上のまちおこし補助金の財源計上であります。内訳は、歳出でご説明いたします。

21款1項1目繰越金、1節前年度繰越金6,477万9,000円の増。補正財源調整のための計上であります。

22款諸収入、6項3目3節雑入410万6,000円の増。主に、過年度子どものための教育・保育給付費負担金118万8,000円は、平成30年度精算に伴う追加負担金であります。造林事業助成金200万円は、株式会社ニトリ様からの助成金であります。

その他、説明欄記載のとおりであります。

23款1項町債、2目民生債、2節児童福祉債、補正額ゼロ。(仮称)湖北地区保育所建設事業債について、緊急防災・減災事業債の一部基準外を過疎対策事業債への振り替計上であります。

6目土木債、2節道路橋梁債6,090万円の減。町道歩道改修事業債〈過疎〉については、社会資本整備総合交付金の配分減に伴う充当事業債の増であります。真栄1条通り整備事業〈過疎〉については、簡易舗装工事が起債対象外であることからの減額補正であります。橋梁長寿命化整備事業債〈過疎〉については、対象事業費の増に伴い、社会資本整備総合交付金の配分増により、充当事業債の減額補正であります。床潭末広間道路整備事業債〈辺地〉については、社会資本整備総合交付金の配分減に伴う補助裏財源の充当事業債の減であります。

7目1節消防債300万円の増。(仮称)湖南地区広域避難場所整備事業債について、工事費増額に伴う充当事業債の増であります。

8目教育債、1節教育総務債620万円の増。教員住宅解体事業債につきましては、北海道との協議を経て、公共施設等適正管理推進事業の適債事業と認められたことによる新規計上であります。

10目1節臨時財政対策債2,000万円の減。発行可能額確定に伴う減であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

14ページをお開き願います。

歳出であります。

1 款 1 項 1 目議会費166万7,000円の増。主に、総務産業常任委員会道外視察研修及び厚生文教常任委員会道内視察研修に係る経費の増額補正であります。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費35万8,000円の増。16ページまでわたりますが、庁舎・町民広場31万1,000円の増は、主に事務用備品について、老朽化した事務用椅子5脚の購入、施設用備品は子育て世帯の庁舎利用に伴う庁舎移動用のベビーカー2台の新規購入であります。なお、ベビーカーの備品購入につきましては、地域づくり推進基金を充当し購入するほか、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

3 目職員厚生費11万1,000円の増。主に人事給与管理事務用備品購入については、臨時職員等の雇用保険及び法定調書の電子申請に伴う電子機器の購入であります。

4 目情報化推進費334万円の増。主に総合行政情報システム運営の121万9,000円の増は、主に健康管理システムの入替えに伴う保守料の増であります。次ページ、厚岸情報ネットワークは、主に I P 告知システム更新に伴う職員旅費のほか、光ケーブル電柱共架料の計上であります。厚岸情報ネットワーク整備事業は、I P 告知端末の設置工事費の計上であります。総合行政情報システム整備事業は、主に健康管理システムの入替えに伴う改修費の計上であります。その他はそれぞれ説明欄記載のとおり執行見込みによる増であります。

9 目会計管理費38万円の増。支払通知書用圧着紙印刷費の計上であります。

10目企画費1 億106万3,000円の増。まちおこし補助金106万3,000円の増は、「みんなのマルシェ実行委員会」より、子どもたちの好奇心と想像力を刺激する遊び場を提供し、子どもたちの遊ぶ場の楽しさと親子で共有する時間の大切さの認識を図るため、令和2年2月に親子連れを対象に遊ぶ場の提供や、子育てをしている母親による座談会などを目的とした、「みんなのあそびば」を開催するため、まちおこし補助金の交付要望書の提出があり、事業費123万1,980円に対し、106万3,000円を補助する補正計上であります。ふるさと支援推進3,381万4,000円の増は、次ページにわたり、寄附金1 億円の増を見込むふるさと納税返礼品のほか、ふるさと納税の P R のための職員旅費ほかの増額計上であります。ふるさと納税基金6,618万6,000円の増は、寄附金の増に伴う当該基金への積立金の増であります。

11目財産管理費37万8,000円の増。旧教員住宅の給水管腐食による水道管撤去手数料の計上であります。

12目車両管理費107万3,000円の増。公用車管理は、主に公用車のスタッドレスタイヤ購入ほかの計上であります。公用車整備事業については、次ページにわたり、執行確定による減額補正であります。

4 項選挙費、2 目道知事・道議会議員選挙費33万2,000円の減。4 目町議会議員選挙費146万7,000円の減。それぞれ、選挙費の執行確定による補正計上であります。

3 款民生費、次ページ、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費101万6,000円の増は、主に保健福祉総合センター所管の公用車が老朽化により廃車としたため、その代替えとして2 台の車両リース料と公用車のスタッドレスタイヤ購入費の計上であります。施設用備品購入は、庁舎内移動用のベビーカー2 台を地域づくり推進基金を充当しての購入費する計上であります。

2 目心身障害者福祉費1,315万1,000円の増は、主に平成30年度に交付された障害者自立支援給付費国庫負担金等の精算に伴う返還金の計上であります。

4 目老人福祉費320万円の増。老人クラブ運営支援1,000円の増は、老人クラブ運営に対する補助金の計上であります。福祉バス運行14万6,000円の増は、車両修繕料であります。老人福祉施設305万3,000円の増は、次ページにわたり、主に特別養護老人ホーム心和園電気暖房ほか修繕料の計上であります。自動車損害保険料は、特別養護老人ホーム等で使用している車両の保険について、昨年度まで指定管理者である「厚岸町社会福祉協議会」により直接支払われておりましたが、町が管理している車両であることを明確にするため、保険会社からの依頼により、厚岸町からの支払に変更する計上であります。なお、この自動車損害保険料分の金額については、厚岸町社会福祉協議会から厚岸町に支払うものであります。浴室調査委託料については、特別養護老人ホーム心和園多床室の一般浴槽から細菌が検出されたため、浴槽タイル等の状況の把握と改修の方向性を探るため、専門業者への調査委託料の計上であります。機械器具購入は、災害対応に伴う発電機1台の購入費の計上であります。

7 目自治振興費110万8,000円の増。主に、北海道鉄道利用促進環境整備事業110万円、新規計上は、北海道と沿線市町村等による J R 北海道に対する維持困難路線における利用促進を目的に、緊急的かつ臨時的に支援する負担金の計上であります。そのほか、説明欄記載のとおりであります。

8 目社会福祉施設費97万5,000円の増。健康増進法の一部を改正する法律の施行に伴う公共施設の受動喫煙対策を図るため、コミュニティセンター、集会所、生活館の各集會施設に新たに喫煙場所看板設置をすることとして、印刷製本費8万9,000円の補正計上であります。その他は、各施設の修繕料の計上であります。

2 項児童福祉費、次ページ、1 目児童福祉総務費88万3,000円の増。平成30年度に交付された児童手当国庫負担金等の精算に伴う返還金の計上であります。

4 目児童福祉施設費683万5,000円の増。保育所一般107万円の増は、主に浜中町への広域入所に係る委託料の計上であります。厚岸保育所576万5,000円の増は、主に児童数増に伴う臨時保育士2人分の賃金ほかの計上であります。宮園保育所、補正額ゼロ。財源内訳補正であります。

4 款衛生費、2 項環境政策費、1 目環境対策費10万円の増。環境対策寄附金を財源として環境保全基金への積み立てであります

4 目ごみ処理費492万2,000円の増。次ページにわたり、主に強風等により一部めぐり上がったごみ焼却場屋根の修繕料及びごみ処理場で、毎日稼働している重機の修繕料の計上であります。また、この修繕中の重機の代替えとして、重機のリース料の計上のほか、施設用備品購入として、最終処分場で使用不能となった水中汚水ポンプ2台の購入費の計上であります。

5 款農林水産業費、1 項農業費、3 目畜産業費6万8,000円の増。補助申請に係る職員旅費の計上であります。

5 目農地費1,000万円の減。水利施設等整備検討事業、当初予算時、地元負担が必要とされており負担金を計上しておりましたが、今般、北海道において、地元負担が必要とされない事業に採択されたことから減額する補正計上であります。尾幌酪農ふれあい館

については、主に管内非常灯本体の取り替えのほか、修繕料の計上であります。上尾幌ふれあい体験農園については、施設周辺整備用芝刈機修繕料の計上であります。

2 項林業費、3 目造林事業費、補正額ゼロ。財源内訳補正であります。

3 項水産業費、5 目養殖事業費139万5,000円の増。次ページにわたり、カキ種苗センター6万円の増は、主に産業廃棄物数量の増に伴う処理委託料の計上であります。水産増養殖調査研究133万5,000円の増は、主にカキの高品質化に向けた調査研究事業の実施に伴う調査分析用機器借上料ほかの計上であります。なお、この経費につきましては、北海道市町村振興協会のいきいきふるさと推進事業助成金を申請中で、交付決定を踏まえ、今後補正対応いたします。

6 目水産施設費34万4,000円の増。主に漁村環境改善総合センター、床潭地区漁村センター、水産種苗生産センター各施設消防用設備ほか施設修繕料の計上であります。

6 款1 項商工費、次ページ、1 目商工総務費40万円の増。主に商工施設5,000円の増は、職業訓練センター共済基準額の見直しに伴う火災保険料の増額計上であります。

3 目食文化振興費18万6,000円の増。主に味覚ターミナルコンキリエの施設修繕料の計上であります。

4 目観光振興費38万4,000円の増。観光振興一般27万5,000円の増は、主に全国市町村あやめさみっと連絡協議会出席に伴う職員旅費及び参加負担金の計上であります。あやめ保護育成10万9,000円の増は、雑草駆除のため、あやめカ原で行っている馬放牧について、謝礼金から馬に関する賠償責任保険等を含めた委託料への振り替え計上であります。

7 款土木費、1 項土木管理費、2 目土木車両管理費380万5,000円の増。次ページにわたり、主にダンプトラックのスタッドレスタイヤ購入費のほか、機械器具購入については、故障し、使用不能になったエアーコンプレッサー1 台の購入費の計上であります。

2 項道路橋梁費、1 目道路橋梁維持費837万5,000円の増。道路橋梁管理685万7,000円の増は、主に町道の修繕料及び道路補修用原材料費ほかの増額補正の計上であります。町道歩道改修事業及び真栄1 条通り整備事業、それぞれ補正額ゼロは財源内訳補正であります。橋梁長寿命化整備事業151万8,000円の増は、お供橋橋梁長寿命化整備工事に伴う廃塗膜処分等委託料の計上であります。

2 目道路新設改良費1 億4,751万円の減。38ページにわたり、床潭末広間道路整備事業1 億4,582万2,000円の減は、この事業の財源である社会資本整備総合交付金の大幅な減額交付決定を踏まえ、事業内の事業費をそれぞれ調整増減するものであります。太田門静間道路整備事業につきましては、30国債分と31国債分ともに、それぞれの事業内予算の組み替え補正であります。事業費支弁人件費は、次ページにわたり、説明欄記載のとおり、執行見込みによる調整減であります。

3 項河川費、1 目河川総務費388万5,000円の増。主に別寒辺牛川水系治水砂防施設整備事業につきましては、42ページまでわたりますが、30国債分、31国債分を含めて、それぞれ事業内予算の組み替え補正であります。奔渡川改修事業530万円の増は、工事施工に伴う家屋調査委託料の計上のほか、労務単価などによる積算見直しに伴う河川工事費の増額計上であります。事業費支弁人件費につきましては、説明欄記載のとおり、執行見込みによる調整増減であります。

5 項公園費、次ページ、1 目公園管理費11万3,000円の増。公園管理に伴う消耗品ほか

の計上であります。

6 項住宅費、2 目住宅管理費268万4,000円の増。町営住宅243万7,000円の増は、主に各町営住宅修繕料及び管理用消耗品のほか、退去住宅にかかる各種の清掃手数料等の増のほか、有明団地建て替え入居者移転に対する移転料の増額計上であります。きのこ生産者住宅35万6,000円の増は、修繕料の増であります。町営住宅梅香団地整備事業及び町営住宅宮園団地整備事業については、それぞれ事業費確定に伴う減額補正であります。

8 款 1 項消防費、2 目災害対策費424万3,000円の増。次ページにわたり、主に津波避難階段改修事業111万7,000円の増は、梅香桜通り頂上付近避難場所の法面用手すり設置工事費の計上であります。(仮称) 湖南地区避難場所整備事業301万2,000円の増は、厚岸保育所移転建設予定地の切り土を避難場所用地に盛り土し、避難場所を整備いたしますが、当初計画よりも切り土が少ないことが判明したことからの工事費の増額補正の計上のほか、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増であります。

3 目消防施設費72万2,000円の減。消防自動車整備事業について、事業費確定による減であります。

9 款教育費、1 項教育総務費、4 目教員住宅費、補正額ゼロ、財源内訳補正であります。

6 目スクールバス管理費67万2,000円の増。主にスクールバスのスタッドレスタイヤの購入費であります。

5 項社会教育費、2 目生涯学習推進費 2 万6,000円の増。次ページにわたり、生涯学習講演会の開催に当たり、講師派遣について、当初では個人からの依頼による講師派遣を予定しておりましたが、所属事務所からの講師派遣となったことから、当該予算科目の振り替え計上のほか、会場の変更に伴う会場借上料の新規計上であります。

3 目公民館運営費10万3,000円の増。公民館管理 2 万1,000円の増は、主に健康増進法の一部を改正する法律の施行に伴う中央公民館各分館の受動喫煙対策を図るため、新たに喫煙場所看板設置による印刷費ほかの計上であります。公民館活動 8 万2,000円の増は、主に職員旅費及び事務用備品購入は、故障により使用不能になったファックス機の新規購入費の計上であります。

4 目文化財保護費51万9,000円の増。平成30年11月に北海道遺産の選定を受けた「蝦夷三官寺」について、周知するための看板を製作する委託料の計上であります。

5 目博物館運営費44万6,000円の増。主に海事記念館施設修繕料のほか、事務用備品購入については、故障により使用不能となったプリンターの新規購入費の計上であります。

6 目情報館運営費265万7,000円の増。次ページにわたり、厚岸情報館及び図書館バス運行については、施設修繕料及び車両修繕料の増額計上であります。情報館整備事業については、事業費確定に伴う減額補正であります。情報館図書管理システム等整備事業220万円、新規計上。システム端末のOSのサポートが終了することからの更新に伴う委託料の計上であります。

6 項保健体育費、2 目社会体育費137万2,000円の増。社会体育一般60万円の増は、主に海洋センター・指導員養成研修経費の計上によるものでございます。スポーツ推進委員は、会議等負担金から食糧費への振り替え計上であります。スポーツ施設63万7,000円の増は、次ページにわたり、宮園公園で使用しているスポーツトラックの故障に伴う

修繕料の計上であります。スポーツ振興13万5,000円の増は、主に本年9月に東日本軟式野球北・北海道大会が厚岸町と釧路市の球場で開催されることになり、北海道軟式野球連盟釧路支部から後援と助成の要望を受けたところであり、それに対する10万円の補助金の計上であります。

3目温水プール運営費26万円の増。施設修繕料の計上であります。

4目学校給食費19万1,000円の増。消耗品費は、公用車のスタッドレスタイヤ購入費であります。委託料の増は、平成30年度に実施したボイラーの保守点検委託料の未払金が発生したことによる補正計上にあります。

12款1項1目給与費、補正額ゼロ。財源内訳補正であります。

以上で、歳出の説明を終わります。

1ページへお戻り願います。

第2条繰越明許費の補正であります。

繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

5ページをお開きください。

第2表 繰越明許費補正、変更であります。表の下段、6月補正で繰越明許費を設定いたしました（仮称）湖南地区避難場所整備事業について、歳出でご説明いたしましたとおり、工事費が増額になったため、繰越額の変更であります。

ふたたび1ページへお戻り願います。

第3条地方債の補正であります。

地方債の追加、変更は、「第3表 地方債補正」による。

6ページをお開きください。

第3表 地方債補正、変更であります。緊急防災・減災事業4,710万円の減、公共施設等適正管理推進事業620万円の増、辺地対策事業5,530万円の減、過疎対策事業4,450万円の増、臨時財政対策債2,000万円の減。起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

7ページをお開きください。

地方債に関する調書補正であります。

表の下段、合計欄、平成30年度末現在高95億147万2,000円、令和元年度中起債見込額32億1,750万円、令和元年度中元金償還見込額9億8,349万8,000円、補正後の令和元年度末現在高見込額は117億3,547万4,000円となるものであります。

以上で、議案第69号の説明を終わります。

次に、議案第70号であります。

議案書1ページであります。

令和元年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（1回目）。

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、「平成31年度厚岸町国民健康保険特別会計予算」の名称を「令和元年度厚岸町国民健康保険特別会計予算」とし、予算書における元号による年度表示については、「平成31年度」を「令和元年度」に読み替えるものとする。

令和元年度厚岸町の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,997万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億3,445万5,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では、1款1項、3ページ、歳出では2款2項にわたって、それぞれ1,997万4,000円の増額補正であります。事項別によりご説明いたします。

6ページをお開き願います。

歳入であります。

7款1項1目繰越金、1節前年度繰越金1,997万4,000円、新規計上。平成30年度決算による繰越金の計上であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

8ページをお開き願います。

歳出であります。

7款1項基金積立金、1目国民健康保険財政調整基金積立金1,922万2,000円の増。平成30年度からの繰越金のうち返還金を除く金額を基金へ積み立てるものであります。

9款諸支出金、1項償還金及び還付金、3目償還金75万2,000円、新規計上。前年度交付の保険交付費等交付金の精算返還金であります。

以上で、議案第70号の説明を終わります。

続きまして、議案第71号であります。

議案書1ページであります。

令和元年度厚岸町介護保険特別会計補正予算（1回目）。

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、「平成31年度厚岸町介護保険特別会計予算」の名称を「令和元年度厚岸町介護保険特別会計予算」とし、予算書における元号による年度表示については、「平成31年度」を「令和元年度」に読み替えるものとする。

令和元年度厚岸町の簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,340万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,842万5,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算補正であります。

歳入では1款1項、3ページ歳出では、2款2項にわたってそれぞれ3,340万4,000円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。

6ページをお開き願います。

歳入であります。

9 款 1 項 1 目繰越金、1 節前年度繰越金3,340万4,000円、新規計上。平成30年度決算による繰越金の計上であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

8 ページをお開き願います。

歳出であります。

5 款 1 項 1 目介護給付費準備基金費1,322万5,000円の増。平成30年度実質収支額のうち返還金を除く金額を基金へ積み立てるものであります。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付金、2 目償還金2,017万9,000円の増。前年度の介護給付費国庫負担金等の精算返還金であります。

以上で、議案第71号の説明を終わります。

続きまして、議案第72号であります。

議案書 1 ページであります。

令和元年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算（1 回目）。

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、「平成31年度厚岸町後期高齢者医療特別会計予算」の名称を「令和元年度厚岸町後期高齢者医療特別会計予算」とし、予算書における元号による年度表示については、「平成31年度」を「令和元年度」に読み替えるものとする。

令和元年度厚岸町の後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条第 1 項歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ50万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億4,354万2,000円とする。

第 2 項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページから 3 ページは、第 1 表歳入歳出予算補正であります。

歳入歳出ともに 1 款 1 項にわたって、それぞれ50万4,000円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。

6 ページをお開き願います。

歳入であります。

4 款 1 項 1 目繰越金、1 節前年度繰越金50万4,000円、新規計上。平成30年度決算による繰越金の計上であります。

以上で歳入の説明を終わります。

8 ページをお開き願います。

歳出であります。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金50万4,000円の増。平成30年度決算における出納整理期間の 4 月と 5 月の保険料収入分を本年度に後期高齢者医療広域連合へ納付する負担金の補正計上であります。

以上をもちまして、議案第69号令和元年度厚岸町一般会計補正予算から議案第72号令和元年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（堀議員） 本4件の審議方法についてお諮りいたします。

本4件の審議については、議長を除く11人の委員をもって構成する令和元年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本4件の審議については、議長を除く11人の委員をもって構成する令和元年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定しました。

各会計補正予算審査特別委員会開催のため、本会議を休憩します。

午後1時52分休憩

午後1時55分再開

- 議長（堀議員） 本会議を再開いたします。

日程第12、これより一般質問を行います。

質問は、通告順によって行っていただきます。

なお、厚岸町議会会議規則第61条第5項の規定により、一般質問の時間は答弁を含め60分以内となっております。5分前にはベルを鳴らし合図をいたします。

始めに、5番、南谷議員の一般質問を行います。

5番、南谷議員。

- 南谷議員 第3回定例会に当たり、通告に基づきまして3項目について一般質問いたします。

始めに、防犯灯、外灯についてでございます。奔渡1丁目、船揚場内道路の防犯灯8基のうち、残り3基も奔渡船揚場利用組合より、早急にLED化してほしい旨の要望がありますが、この対応はどのようになっているのかお尋ねいたします。

次に、床潭市街地の防犯灯についてです。7月下旬、民家の前の道路防犯灯が停電となりました。近くの皆さんが連絡をして、修理業者が修理をして、照明は点灯するようになりましたが、水銀灯の頭部が腐食しており、落下の恐れがあるので下には余り近づかないでくださいと修理業者さんが注意してくれたそうでございます。私も現場に行って確認をしたのですが、ゴムバンドのようなもので止めてありました。大変危険なような状況にあります。この修理の状況はどのようにされるのか。

また、同時期に床潭道路を中心に同じ時期に設置している外灯が多くあると思います。この床潭の防犯灯の実態について、それらの、もしなければいいのですけれども、点検と改修についてお尋ねをさせていただきます。

小島の配水管漏水についてでございます。5月に一度、約65万円をかけまして、床潭

小島間の海底配水管破損補修工事を終えております。ところが、その後も配水流量計で漏水が発生していることが判明しておりますが、その実態と効率のよい水道事業運営上、早期、この漏水の補修が必要と考えますが、補修の見通しはどのようになっておられるのか。

また、補修工事をする、補修費はどれぐらいで、小島の人たちの負担はどのようになっていくのかお尋ねをさせていただきます。

さらには、補修事業費の負担でございます。水道事業会計、国からも水道事業会計、病院会計は独立性が問われている時代。離島振興対策を含め、一般会計からの繰り入れがあるのかないのか、どのようにされるのかお尋ねをさせていただきます。

三つ目でございます。学校教育についてであります。来年から新しい学習指導要領が実施されます。その内容は、社会に開かれた教育課程と題し、社会や世界の状況を視野に入れ、学校教育を通じてよりよい社会をつくるという目標をもち、教育課程を介して、その目標を社会と共有していくこととなっております。

学習指導要領の改訂は、小学校で来年から実施され、中学校・高校ではそれぞれ1年遅れで進められます。この中で、小学校においては3年生から外国語に関する授業時間数が増加することを始め、多岐にわたって教育活動が充実されていくものと認識をしております。

そこで、このことにかかわり4項目について質問をいたします。

1点目でございます。指導要領の中で主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点から授業の改善を図るとありますが、本町は具体的にどのように対応されるのかお尋ねをいたします。

2点目、小学校3年生から外国語の学習が始まることになっております。その中で英語の強化が求められておりますが、この対応、そして、またALTの活動強化が必要と考えますがいかがでしょうか。

3点目でございます。本町独自の取り組みとして、児童生徒が災害のとき自ら命を守ることを学ぶべきで、町民と一体となった防災訓練授業をぜひ取り入れるべきと考えますがいかがでしょうか。

4点目です。プログラミング教育を授業にどのように取り入れるのでしょうか。また、本町の生徒が使っているパソコンは古くなっていると伺いました。早期対応が必要ではと考えますがいかがでしょうか。

以上、1回目の質問といたします。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 5番、南谷議員のご質問にお答えいたします。

1点目の「防犯灯について」のうち、(1)の「奔渡1丁目、船揚場内道路防犯灯のLED化要望への対応について」であります。奔渡1丁目、船揚場内道路の防犯灯については、8基のうちLED化されていない3基について、十分な照度が得られていないことから、昨年、奔渡船揚場利用組合より漁業活動における利用者の安全面の確保や盗難防止の防犯機能の強化、さらには防犯灯に係る電気代の削減のため、町へ防犯灯LED

D化について要望がありました。

町では、その要望を受け、平成30年から漁港管理者である北海道に対して、道単独漁港整備事業要望として、早期着工に向けた要請を行っているほか、機会あるごとに北海道の担当職員にその緊急性について説明し、理解を求めているところであります。

町といたしましては、漁業者の意向が実現されるよう、引き続き厚岸漁業共同組合と連携しながら、北海道に対して要望してまいりたいと考えております。

次に、(2)の「床潭地区の防犯灯の実態と改修対応について」であります。床潭地区には、主に道路を照らす道路照明が22基、歩行者の安全確保のための防犯灯が33基設置されております。

ご質問の道路防犯灯は、既に地元からの通報により、現地の確認を行い、灯具の腐食具合から取り替えが必要と判断し、既に発注をしておりますが、納期に時間を要するとの回答があったことから、道路交通の安全確保のため、優先的に点灯を行ったものであり、灯具については、できるだけ早期に納入していただけるよう、依頼しているところであります。

道路照明、防犯灯、いずれも日ごろの道路パトロールにあわせて点検をしておりますが、町内1,624基全ての調査することは難しい状況にあり、地域からの通報なども加えた中で、随時対応しているのが実態であります。

今後も、車両・歩行者の安全確保のため、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

続いて、2点目の小島の配水管漏水についてのうち、(1)の「5月の補修工事終了後も発生している漏水の実態と補修の見通しについて」であります。現状については、本年5月に補修をした以外の箇所、1時間当たり約6.5立方メートルの漏水が確認されております。また、補修の見通しについては、漏水箇所を床潭漁港第2防波堤を応談して小島方面に埋設されている部分と想定して、早期の補修を予定していたところでありますが、天候不順や海上の悪条件が重なったことや、漏水箇所の特定に必要な潜水士の手配や施工業者の都合がつかなかったことから、現在も補修が行われていない状況にあります。

町としては、補修を行うための条件が整い次第、コンブ漁が終了する10月15日前のできるだけ早い時期に補修工事を終えたいと考えております。

次に、(2)の「補修費用と小島住民への負担について」であります。補修費用については100万円程度を考えており、小島住民への負担はありません。

次に、(3)の「補修事業費の離島振興対策を含め、一般会計からの繰り入れはどのようになるか」についてであります。この地区の給水の維持と産業支援・離島振興施策として年間68万5,000円の繰り入れがされております。

3点目の「学校教育について」は、教育長から答弁があります。

●議長（堀議員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） 私からは、3点目の「学校教育について」お答えします。

「ア、改訂指導要領の中で主体的、対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の

視点からの授業の改善を図るとありますが、本町は具体的にどのように対応されますか」についてであります。

町内の小中学校では、平成29年3月の新学習指導要領が告示されてから各校の実情にあわせてアクティブ・ラーニングの視点に立った授業が進められております。授業の例としては、小学校の算数で 3×8 を学ぶとき、答えが24であることを覚えたり使えるようになることは必要な知識や技能ですが、アクティブ・ラーニングの視点では、「3個のリンゴを乗せたお皿が8枚あるとリンゴの数は何個になるか」という学習場面で個々の児童が知っている情報をグループの中で交換したり、議論をするなどの活動を通して新たな考え方に気づいたり、自分の答えを深いものにしていく活動が行われます。単純に答えを求めるのではなく、答えの根拠をもちあわせた上で児童同士が交流しながら学びを深めていく授業が、全ての教育活動の中で展開されております。

次に、「イ、小学校3年生から外国語の学習が始まることになります。その中で英語の強化が求められていますが、この対応は。また、ALTの活動強化が必要と考えていますがいかがですか」についてであります。

町内の小学校では、文部科学省から示された移行措置期間の指導内容に応じて、平成30年度から授業時間数を増やして準備をしてきております。

小学校教員の英語に関する研修は、北海道教育委員会が定めた法定研修を全ての学校で完了しているとともに、英語教諭の免許を所持している教員を小学校に7名配置しております。さらに、中学校の英語指導担当教員による協力授業も実施されております。

ALTについては、現在2名を任用しており、それぞれを小学校及び中学校へ派遣しております。学校の学級数に応じて、小学校は、厚岸小学校と太田小学校には週1回、真龍小学校には週2回派遣を行っており、中学校は、厚岸中学校と太田中学校には週1回、真龍中学校には週2回の派遣をしているところであります。来年度以降、英語の授業時数増加に伴いALTの派遣回数を多くして対応してまいります。

次に、「ウ、本町独自の取り組みとして、児童生徒が災害のとき自ら命を守ることを学ぶべきで、町民と一体となった防災訓練授業を取り入れるべきでは」についてであります。

新学習指導要領の小学校社会、4年生の学習内容に「自然災害から人々を守る活動」いわゆる防災教育が盛り込まれました。この中で「地域で起こり得る災害を想定し、日ごろから必要な備えをするなど、自分たちにできることなどを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること」という内容が求められております。厚岸町の小中学校では、平成26年3月に「厚岸町津波防災教育のための手引き」を作成し、年間2時間の地震・津波に関する学習を実施しております。また、沿岸4校の小中学校では、津波想定避難訓練を毎年実施しており、厚岸小学校と厚岸中学校では、地元の自治会と一緒に合同避難訓練を実施し、今年の訓練には、厚岸保育所の年長児も初めて参加しております。

町民と一体となった防災訓練授業の取り組みについては、来年度以降、各学校と日時を調整して、厚岸町総合防災訓練の児童生徒の参加について検討してまいりますのでご理解願います。

次に、「エ、プログラミング教育を授業にどのように取り入れますか。また、本町の生徒が使っているパソコンは古くなっていると聞きました。早期更新対応が必要では」に

ついてであります。

プログラミング教育は、従来からある国語や算数などの強化や領域の学習において、情報活用能力の育成を求めています。ＩＣＴ情報端末の基本的な操作や情報の収集など、インターネットに接続したパソコンを用いて町内各校で実践されております。

新学習指導要領では「プログラミング的思考」を育むことが示されており、プログラムの働きのよさやコンピュータ等を上手に活用して、よりよい社会を築いていこうとする態度を育成することが求められております。

学校に設置しているパソコンは、平成19年度に導入したものであり、ＯＳのサポート終了に伴い、平成25年度にＯＳを変更するなどして現在に至っております。この間にさまざまなプログラミング用アプリケーションが供給されていますが、既存のパソコンでは対応できないものが多くなっている状況となっており、インターネット回線を含む校舎内インフラを含めた整備が必要な状況となっております。

今後、更新に向け検討してまいりますのでご理解願います。

●議長（堀議員） 5 番、南谷議員。

●南谷議員 まず、第1点目の奔渡1丁目の共同利用船揚場の関係でございます。この船揚場に、1番海側にある道路に8基外灯がついておるのですけれども、国が設置したもの、道が設置したもの、いろいろあるのですが、この設置の経過、利用組合では均等に設置してほしいと。飛び飛びというわけではなかった。1番最後に3基つけていただいたのですけれども、この3基部分、それ以外はそれぞれＬＥＤ化にもう進めております。残念ながら、まだ3基がＬＥＤ化されていない、こういう実態にあり、この3基については道のほうで設置してくれた。

設置するときに、地元の船揚場利用組合のほうでは、ぜひ電気代はこれからも自分たちで払っていくということで、要望して設置をされたということなものですから、道としたら設置したから、その後は自分たちで運営ということの考えもあるかもしれませんけれども、いずれにしても、利用者、負担していかなければならないので、ほかのものは全てＬＥＤ化がもう終わっているのに残っているという実態にあります。

厚岸町がやるわけではないわけでございますけれども、釧路の振興局のほうに強くしっかり要望していただいて、1日も早いＬＥＤ化の実現に向け、取り組んでいただきたいと思いますがいかがですか。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） お答えさせていただきます。

奔渡1丁目の防犯灯でございます。これは今、ご質問者おっしゃられたとおり、国が漁港整備をするものとは別に、地域が限られた、奔渡のあの地区に限られた中で必要とされるということで、地元から厚岸町が要請を受け、北海道に整備要請をして整備をされたものでございます。

今言われたとおり、3基については防犯面を考えましても、それと作業のときの安全

性、それぞれ考えたときに、利用者の負担というのは少なければ少ないほどいいわけでございますし、防犯面を考えますと少しでも、1日でも早く整備していただけるように、要望先であります釧路総合振興局の水産課と連携しながら、引き続き要請をしてまいりたいと考えております。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 次にまいります。

床潭市街地の歩道に設置してある防犯灯でございます。現在、応急処理をされて、水銀灯の1番ヘッドの部分にゴムバンドで止めてあります。修理業者さんのお話し、近くに住んでいる住民は、子どもはなるべく近づけないでください、上からもしか落ちたら、止めてはあるのですけれどもというお話しがされました。ですから、近所の人たち、子どもだけではなく、あそこは歩道をメインに浜づたいに歩くところでございますから、朝早くから歩いたり、車が通ったりするわけで、当然道路のほうに外灯が出ています。ですから、非常に危険な状態にあると思います。

これについて対応されるということでもありますから、ぜひ早く対応していただきたいと思ひますし、さらには、床潭にいっぱい外灯ある、全部というわけではないと思うのです。これと同じ時期に設置したのがあると思うのです。たまたまそこだけが、1箇所だけが腐食しているとは、僕は、なければいいのですけれども、やはり床潭で同じ時期、同じような型式の外灯は点検を試みる必要があるのではないのかなと斯様に思ひます。もしあれば、やはり同じ対応をしていくべきではないのかなと。

事故が起きてからでは、やはり大変なことになるわけでございますから、大変な作業かもしれないのですけれども、点検をしてもらうほうがいいのではないかなと思ひます。がいかがですか。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（水上建設課長） まず始めに、今現在危険な状況である防犯灯の対応についてでございますけれども、今週、業者のほうから担当のほうに、来週中にはものが入るのではないかなということの連絡がございました。私どもとしては、その納品が確認次第、確認でき次第、まずは早急に対応をしたいと考えています。

また、床潭地区において、同様の、この腐食をされている防犯灯の点検についてでございますけれども、1回目町長からの答弁にもございました1,624個という町内に設置してある防犯灯。床潭地区については、当然、塩害の影響を受けやすい地区でもあるということから、腐食については若干早いのかなということでもありますけれども、この床潭地区のみならず、この車道もしくは歩道の安全確保のためには、全部の照明の点検は当然必要になってくると考えています。これについては、計画をもって点検をしてまいりたいと考えています。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 次にまいります。

漏水の関係でございます。大変、答弁いただいたのですけれども、1箇所だけ、ちょっと僕の質問の仕方がわるかったのかなという反省をしておるのですけれども。コンブの漁が終わるまでには、ぜひ取り組んでまいりたいと。潜水士さんも必要なのでしょうか、なかなか、また台風が来て、波も収まらない状況にある。ものがあればすぐやるということでした。

ですけれども、私が尋ねているのは、当然小島の離島振興対策として年間68万5,000円を入れられていますという先ほどの答弁でありました。年間68万5,000円の繰り入れがされておりますということなのですから、たまたま、補修費、今回先の分ありますよね。僕の頭の中で勝手に考えたのですけれども、1回目5月に約65万円ほどかかっています。補修費。今回また新たに100万円くらいかかるという話ですよね。普通であれば、僕の勝手な推測なのですから、1回目は当初予算くらいで年間の厚岸町の水道事業会計の中で見ているだろうという思いがあるのです。もし、またあったと、たまたま近いのですけれども、100万円発生したと。その場合、間違いなく、補修費、小島の事業パイプのために100何万円も出すわけですから、小島の人の利用料、水道の利用料に影響が、先ほどの答弁ではないというふうに聞いたのですけれども、間違いはないのでしょうか。利用料に跳ね返ってこないのかな。

そして、65万円は離島対策費でもらっているのですけれども、今回の補修工事に係る費用については、僕が尋ねているのは企業会計だから、がんじがらめではなくて、離島対策とかそういう対策のために、そういう観点から、一般会計からの繰り入れというのはないのですかと。クリアできるということであればいいのですけれども。それについて尋ねたのですけれどもいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） 質問者の質問に対して答弁いたします。

離島振興対策として一般会計からの繰り入れ68万5,000円。これは料金改定時の持ち合わせの中から、過去5年ないし、もとの修繕費を考慮して平均したものが年間50万円から150万円の間ということで、大体約70万円弱くらいということで費用の計算をしまして、それを繰り入れしているという状況でございます。

それと、小島の人たちの費用負担ということですが、これに関しては費用負担は、先ほど町長が答弁したとおりございません。

以上です。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 そうすると、今回たまたま二つ事故が起きたけれども、水道会計に年間65万円入れているということでよろしいですか。

●議長（堀議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） おっしゃるとおりです。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 次にまいります。

学校教育についてお尋ねをさせていただきます。学校教育の根幹をなす学習指導要領の改訂でございます。社会の構造的変化に対応し、幾多の編成を得て、今回また新たな時代に対応すべく、来年度から変わっていくわけでございます。指導要領の改正のたびに、教育関係者、教育長始め学校の先生皆さん、大変な努力をされていること、改めて敬意を称するものであります。

今日、先生のなり手がいない、その要因として、刻々と変わる社会の変化に対応する指導要領、これらに対応するために、先生の人数、時間が足りない問題等があります。

今回、厚岸町は本定例会に議案75号財産の取得、校務用コンピュータ1,900万円を備荒資金組合から借入れをしてまで、このコンピュータの導入を図り、先生たちの業務の軽減化を図るという議案が提出されております。私は、大変な英断だと思っております。賛意を示すものでありますが、この多くは、現時点では国からの大きな支援は望まれず、厚岸町で財源を多くもたなければならない。ですけれども、これも取り組んでいくということでは、本当に大変なことだなと理解をさせていただきました。

それで、本題に返らせていただくのですが、1点目でございます。本町の取り組み、アクティブ・ラーニングについて、先ほどの教育長の答弁では、算数について主に答弁がありました。数学、算数というのですか。もう少し、このアクティブ・ラーニングについて、わかりやすく説明をしていただきたいし、しっかり取り組んでいただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 指導室長。

●教委指導室長（山田室長） アクティブ・ラーニングですが、イメージとして捉えていただきたいと思います。まず。指導する教師と子どもたちとの間で発問する、教師が子どもに対して発問をすること。そして子どもたちが答えをそれに返す。いわゆるピンポンのように、行ったり来たりとする、そういう形式の授業を、実は私も含めて、昭和の時代に学んできた多くの人たちは、そういうような授業の中で学んできたわけです。

こういうような授業の形態に終始するのではなく、子どもたち同士で話し合いをしたり、調べたりしたことを交流する。こういう活動を通して、答えや結論に至るまでの道すじ、これを重視した、そういう学習活動を行っております。

具体的に、私が先日、真龍小学校で見させていただいた体育の授業をお話しさせていただきます。バスケットボールの授業です。バスケットというと、体育館に集まり、準備体操をした後に、チームをつくって、試合形式のプレイをする、またはパス回しの練習をする、ドリブルの練習をする、こういうような形で単位時間がこれまで

は進められていたわけです。

アクティブ・ラーニングの視点でいきますと、このバスケットボールをするに当たって、どのようにボールを使うとドリブルを上手にすることができるか。または、どのようにボールをパス回しさせていくことで機能的にゲームを組み立てていくことができるか。このようなことをプレイをする前に、子どもたち同士で話し合いをもちます。場合によっては、ビデオカメラ等で撮影したものを参考にしながら、それをプレイの中に生かしていくというようなことをします。

実質的には活動する時間、いわゆるプレイの時間は従来のものよりは減ってしましますが、中身を重視をした、そういうような形式で、このアクティブ・ラーニングが今進められているという状況です。

各校が開催しています授業参観日ございます。ぜひ、ご来校いただきまして、子どもたちの学ぶ姿をごらんいただきたく、改めてお願いをさせていただくところです。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 A L Tの活動についてお尋ねをさせていただきます。本町は2名のA L Tがしっかり活動されております。その活動につきましても、大いに評価をしているところでございますが、本町はA L T導入について、管内に先駆けて、2名を採用して取り組んできたと認識をしております。

白糠町は、現在ではもっと多くの独自でA L Tを増やして、学校教育に取り組んでいる実態がございます。厚岸町もA L Tの、小学校の子どもたち、これから英語に触れなければならない。

先ほども答弁でもありました。厚岸中学校と太田中学校には週1回、真龍中学校には2回、ハンデがありますよ、これ。同じ学校で、片一方は1回、片一方は2回と。これではまずいと思うのです。

そういう意味でも、A L Tの増員、さらにはA L Tの活動、今まで以上に重要性が増してくるかと考えております。いかがでしょうか。

●議長（堀議員） 指導室長。

●教委指導室長（山田室長） A L Tの派遣についてです。派遣に関しましては、基本的に派遣する学年の必要時間数をもとにして派遣スケジュールを決めさせていただいております。

現状、真龍小学校また真龍中学校、週当たり2日の派遣ということにしておりますが、この2校につきましては、学年2クラスあるというところで、単純にその部分から時数を算定して派遣させていただいているという状況がございます。

このA L Tが本町において2名体制になった、このとき、町内の小中学校は全部で9校ございました。現在、統廃合進めまして6校になっております。そのために、派遣スケジュールについては、若干の余裕が生じているというのは現状なわけです。

今回の英語の授業時数、これは小学校においてですけれども、この英語の授業時数が

増加するというに伴って、ALTの派遣は現行の任用人数で対応できると考えております。ただし、小学校三、四年生まで含んでの、今回は時数増になりますので、そういう部分においては、厚岸小学校と太田小学校、現行週1回の派遣ですが、これを隔週で1回ずつ増やすことによって、対応はできていくと捉えております。

もう1点、ALTの活動の活発化でございます。これは、町内小中学校への派遣を主な業務としておるわけですが、教育委員会の生涯学習課で所管しております町民英会話教室ですとか、オーストラリアのクラレンス市との交流授業に参加する生徒たちへの事前学習など、これらも含めてALTの勤務契約の条件の範囲の中で有効な活用を図ってまいりたいと、このように考えております。

よろしく申し上げます。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 3点目の災害対応でございます。私は学校教育の中で災害に対する対応、やはり子どもたちが学業を終えられて社会人になっていく。だから、学校は常に新しい生徒、新しい児童生徒を迎えるわけでございますから、繰り返して、繰り返して、この災害に対する、まず自らが生きていくのだということを、どんな大きな立派な建物よりも、防災施設よりも大事なことはないのか、教育というのは大事だなと。厚岸町独自の取り組みとして、まず取り組んでいただきたいと。継続した災害対策。伝承していかなければならないくらい、厚岸町のその津波対策、それから今の時代では、太田にいたって災害がないとは限らない時代になってしまいました。暴風があるとか、ないとおもっているほうが危ない時代になりました。ですから、やはり太田小中学校だって安心してはいられない時代ではないのかなと思います。ですから、学校教育の中で、厚岸町の災害対策というものを強化していったほしい。特別な授業に、この指導要領の中に盛り込んでいっていただきたいと思います。

それと、特に厚岸町は防災訓練、厚岸町主体のやっているわけでございますが、これの関係が逆に思います。町としての取り組み、学校教育とどうかかわれるかというのは、急にといっても私は難しいと思うのです。やはり、理事者側と学校教育とリンクしなければならない、早めな打ち合わせが必要だと思います。この辺についても、学校教育の中で、早めに詰めなければできないことだと思いますので、これらの取り組みについても、やはり着手したほうがいいと考えますがいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 指導室長。

●教委指導室長（山田室長） 現在、厚岸町内には小学生で399名、中学生で227名、教員が75名、今年度おります。これらの小中学生、教員のやはり命、安全という部分は、このような訓練活動を通して担保していく必要はあるのかなと思います。

今のご質問の中にありました町の総合防災訓練、過去から実施されてきているわけですが、この防災訓練への学校体制としての参加につきましては、以前から町の校長会の中でも話し合いは行われてきた経緯がございました。学校現場としては、こちらのほう、

この防災訓練に参加していくことができないのかということも内部では検討されてきた経緯がございます。

ただ、この町の防災訓練が土曜日に実施されてきているということが、学校現場では一つの問題になっていました。どうしても、この土曜日の実施ということで、学校体制として参加するということであれば、これを授業日にする必要があるわけなのです。これは学校の実情からいくと、1カ月前には決められない案件でありまして、ほぼ1年前くらいに決めていかなければ学校のスケジュールは動かないというところがございます。そういうような状況もありましたが、学校としては、この町の総合防災訓練の意義等については理解されていますし、ぜひ参加したいという意向はもっていますので、そういう部分も含めて、実施所管の町と、実施日の調整等も図ってまいりたいと考えております。

よろしくお願いします。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 4点目、プログラミング教育の推進についてでございます。私は現状の学校のパソコンでは、先ほどの答弁でも対応がなかなか厳しくなっているという答弁がございました。児童生徒が、個々がタブレットを持ち、自らが考え、取り扱うことになっております。しかしながら、財源的に国の補助も十分ではない中、大変な、この取り組みについては課題があると、私自身も思います。

ですけれども、もう既に国はそう動いてきているわけでございますから、年次計画の中でも構いません。先延ばしにばかりするのではなくて、やはり3カ年の中に入れるとか、これらも含めて有利な起債を見つけるとか、対応策を考えて、管内の中でも、他の町村に負けなくらい、しっかりこのパソコンの導入について検討していくべきだと思いますがいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 管理課長。

●教委管理課長（真里谷課長） 小中学校のパソコンについてでございます。現在、コンピュータ教室に設置されているパソコンについては、平成19年度に184台を4,620万円で整備を行って、平成25年にウィンドウズX Pのサポート終了にあわせてO Sの入れ替えやメモリの増設を行っているところでございます。

文部科学省では、教育の情報化の推進について、学校におけるI C T環境の整備方針では、小学校、中学校の普通教室の常設が求められております。そのためには、各教室に有線または無線L A Nのネットワーク環境の整備が可動式の学習用コンピュータの整備を進めていく必要があるという方針でございます。

ご質問にもありますとおり、早期導入に向けまして、検討していきたいと、今年度3カ年これから、また来年度の予算要望につきましても要望していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（堀議員） いいですか。

以上で、南谷議員の一般質問を終わります。

議会運営委員会及び議会広報特別委員会開催のため、本会議を休憩いたします。

再開は、午後 3 時30分といたします。

午後 2 時43分休憩

午後 3 時30分再開

●議長（堀議員） 本会議を再開します。

次に、3 番、室崎議員の一般質問を行います。

3 番、室崎議員。

●室崎議員 先に提出いたしました一般質問通告書により質問をいたします。

1 番は、お供山避難階段設置工事についてであります。まず、工事の概要。どのような工事が行われるのかということです。

次に、工事に伴う考えられる危険・危惧、そのようなものに対する安全対策はどうなっているのか。

3 番目として、工事の内容や安全対策については、具体的にどのような形で地域住民に周知されているか。これらについてお聞かせをいただきたい。

2 番目としては、交通安全対策についてであります。ここでは自転車事故についてお聞きします。自転車事故の防止のため、町はどのような対策を講じているかご説明をいただきたい。

以上であります。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狹町長） 3 番、室崎議員のご質問にお答えいたします。

1 点目のお供山避難階段設置工事についてのうち、（1）の「工事の概要」についてですが、鋼製階段の基礎形状は鋼管杭で、地山に鋼管杭22本を打ち込み、その上に幅員1.5メートル、長さ176.6メートルの鋼製階段を設置します。

そのほか、既設散策路、長さ71.66メートルの撤去及び仮設避難階段の設置を行う内容となっております。

次に（2）の「工事に伴う危険・危惧とその安全対策について」ですが、これまで樹木で被われていた斜面が抜開により、地肌が見える状態となり、台風など大雨による法面崩壊、土砂の流出、落石、また周りは法面对策工事を行っているが、ここは大丈夫なのか、さまざまなことが考えられます。

そのため、現場の安全対策として、施工中、特に豪雨中や豪雨直後には、落石、斜面崩壊などが発生する危険性が高いため、斜面の安定を十分監視するとともに、立木抜開及び掘削作業等で落石の恐れがあることから、建物の横に高さ4メートルの落石防止柵、

それ以外の区間には高さ1.8メートルの丸太柵を設置しております。

さらに、降雨による土砂流出対策として、法尻に設置されている既設の擁壁の上部に土嚢を設置し、直接道路側に流出しない対策を講じるとともに、擁壁下部の排水施設の維持管理を徹底します。

現場作業は、先週には仮設避難階段の設置が完了し、今週からは階段設置のための足場設置作業を行っており、階段状の足場が地肌に見える、ほぼ全域を被う形に設置されることから、今まで以上に降雨による影響は少なくなるようになります。

現場的には、抜開しても、抜根しなければ根は下の岩盤まで入り込み、土砂は緩むことはないため、自然斜面の安定を維持する能力は失われません。しかし、根が腐らないか、今後も観察していく必要があります。

また、草類など植生が繁茂していない状況がありますが、抜開により日光が当たり、今後、草類などの植生が繁茂すると考えられます。自然斜面の表層の浸食防止は、これら植生が保護する役割を果たすものと考えております。

次に、(3)の「地域住民への周知について」であります。これまで、道路工事などでは、工事を行うことにより、車両の交通規制や大型車の車両が多くなるなど、地域への影響が大きいことから、チラシを作成し、町・請負業者と一緒に工事のお願いを周知していきいているところであります。

この工事においても、建設機械の往来・資材の搬入など、地域周辺に与える影響が大きいことから、これまでと同様、自治会長及び地域周辺に対し、チラシを持参し、挨拶と工事に対するお願いを実施しております。

さらに、全町的な周知として、広報あつけし7月号において、避難階段の利用について注意喚起を行っているほか、工事現場の入口3箇所に注意を促す看板を設置しております。

続いて、2点目の「交通安全対策」について、「自転車事故防止のため、町が講じている対策について」であります。町が実施している対策としては、交通安全指導員による指導と広報誌へのチラシ折込による啓発活動を行っております。

交通安全指導員による街頭指導については、小中学校の休業の期間と土曜日・日曜日を除く毎月1日と15日のほか、季節ごとに実施される交通安全運動実施期間中の朝の通勤・通学の時間帯に、湖南地区6箇所と湖北地区12箇所の交差点や横断歩道において、自転車利用を含めた指導を実施しております。

また、街頭指導のほか、交通安全指導車による見回り時における呼びかけを行っております。

さらに、このほかでは、小中学校が実施する交通安全教室に参加し、自転車の乗り方などの指導を行っているほか、厚岸警察署などの関係機関と連携して、4月と10月の年2回、折込チラシにより、自転車によるときの基本ルールとなる自転車安全利用五則の周知と万が一の事故に備えた個人賠償責任保険への加入の勧奨を実施しているところであります。

しかしながら、毎年自転車の交通事故が数件発生しており、今後も引き続き厚岸警察署など関係機関の協力を得ながら、指導を行う場や効果的な周知方法などについて検討・実施し、自転車事故防止に取り組んでまいりたいと考えております。

小中学校における児童生徒の交通安全対策につきましては、教育長から答弁があります。

以上でございます。

●議長（堀議員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） 私からは、小中学校における児童生徒の交通安全対策についてお答えします。

児童生徒に対する、交通安全対策に関しましては、学校及び町、警察、保護者、関係機関による安全教育、安全指導や見守りを通じて継続的に実施しているところであります。

町と警察にあつては、定期的な指導強化期間や必要に応じて交通指導員による街頭指導を実施しています。

学校においては、学校安全計画に基づく交通指導として、保護者と連携して、定期的に登校時における街頭指導を実施するとともに、交通安全を中心とした通学路の点検を行ってきております。

また、町及び警察、関係機関と連携した交通安全教室を開催し、児童生徒へ交通ルール遵守の徹底を図っているところです。

この2年間、児童生徒に関する自転車の交通事故を見ると、けがを伴う事故はないことから、一定の効果が上がっていると考えられますが、警察が所管する交通事故として扱われない事故もあることから、引き続き実態と課題の把握に努め、より実効性のある指導及び必要な手立てを講じてまいります。

児童生徒への安全教育は、長期にわたる継続的な指導により、安全に関する意識や能力を高めることを目的としますが、将来的には、後輩となる子どもたちの安全を見守る人材の育成につながることから、引き続き関係機関と連携した指導と環境整備に努めてまいります。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 まずお供山の避難階段のほうからお聞きします。私もさらっとした質問書を出したのですが、随分さらっとした答弁だなという感じがします。それで、具体的な事実関係について、一つ一つお聞きしようと思います。

まず、その前に、安全・安心のまちづくりという言葉がありますね。町長もよく使われます。これは、安全であることと、その内容をきちんと住民に周知するという、その二つの意味合いがありますね。安全に対する対語としては危険、安心に対しては危惧とか心配とかということになると思う。今回の事案は、果たして安全なのだろうかという危惧を町民にもたしているということを指摘するために今回私はこの質問をしているわけです。

それで、事実関係でまずお聞きしますが、現在、松葉通りから見ますと、一定幅で斜面が裸地、裸になっていますね。あの傾斜は相当に強いものですね。あれ、平均勾配、

平均斜度で何度くらいですか。1番急なところ、最大斜度で何度くらいですか。要するに、崖の下から上までの話です。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（水上課長） まず、この最も危険な勾配、現地の測量の結果、45度というふうになっております。現地をもう少し詳細にいきますと、上部部分で45度、そして一度、ほぼ平らな区間があって、そしてまた45度よりも緩い状態になっているというふうに確認はしています。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 コンクリートとで固めたり、そういう防御態勢をとっていない崖というものでは、30度というのがぎりぎりだと言われてますよね。それ以上のものは自然崩落をする恐れが非常に強い。したがって、家を建てたりするときの一つの目安としても30度ということが言われているようです。

ただ、この前の胆振東部地震ですか、あれのときには20度の斜面が崩れています。だから、30度以下だから安全だとは言えないということです。それが、ここは平均でも40度超えているわけです。

今、きちんと調べているから、1番最大斜度でもって45度なのです。そうすると、下から見ると被さってくるような崖ですよ。そこが、今工事中とはいえ、裸になっていると。

それで、今の答弁を聞くと、安心ですよというふうな言い方をされるのだけれども、もう少し聞かせていただきますが、立木も根が残っていれば何ともないのだという言い方なのだけれども、どのくらいの木切ったのですか。それで、その根さえ残っていれば大丈夫だという根拠は何なんですか。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（水上課長） まず、この立木のサイズと本数でございすけれども、小さいもので幹の直径が2センチ。大きいもので幹の直径が50センチ。伐採の総体の本数、約200本程度と把握しています。

抜開しても根があれば大丈夫なのかという質問でございすけれども、まず現地、工事をする前に、現地でボーリング調査やっています。あそこの下地盤は厚岸特有の泥岩。雨風に当たれば、この表面がボロボロっと。その上に、約2メートルから3メートルの土があって、その上に当初は立木が生えていたと。

現地、ほぼ広葉樹が多かったのですけれども、この広葉樹というのは、一般的には上の葉っぱとほぼ同程度の根が下に伸びているとも聞いていまして、それを考えますと、今の下地盤の岩盤にも、当然根が張り付いていると。

実際、あそこの現場を見ますと、両側については、コンクリートの法面对策工事をやっ

ているのですけれども、あの部分が、あの状態でずっと頑張っていたということは、少なからず根が、その岩盤まで入り込んで安定していたのではなかろうと想定しています。

ただ、木を切ることによって、根はやはり、いずれは死んでしまうことも考えられます。そのことによって、今安定していたものが多少緩む状態になってくるといいうことなものですから、今後について、ちょっとその辺の状況の観察も当然必要となってくるだろうと考えています。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 どうも話を聞いていると、経験則に基づく推測という以上の根拠がないようなのです。

それで、ちょっと視点を変えてお聞きしますが、今1カ月の降雨量と同じものが1日で降ったりするような、50年に一度の大雨なんていうことが、よくテレビで言われますが、そういうものが全国各地で起きていますね。厚岸で起きないとは限らないのです。どのあたりまでを予測して大丈夫だと言っているのか。それについてはどうなのですか。

それから、この、要するに斜面の下に暮らす人たちの話を聞いていると、頭頂部で何年か前に、私人ですがブルドーザーを使って、上をならしたりするようなことがあって、上に小さな貯水池のような地形ができていて、そこに水がたまって、そして春先、雪解けになるといいうと、ちょうど今問題になっている氷河湖というのですか、自然にできるダムです、そういうようなものが水をためておいて、ある程度になるとぼんと決壊するというような、もちろんそれからみるとうんと小さいのですが、現象を起こしているらしくて、春先にどんと水がついてくることがあるというようなことも言われています。

そういうようなことは全部調査した上で、今回は大丈夫なのですよと言っているわけですか。どこまでを想定して、どこまでの安全を言っているのか、今の話では抽象的すぎてわからないのです。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（水上課長） まず、1点目のどのくらいの雨に対応できるのか。今、この1時間当たり、全国で80ミリであったり、100ミリ近い。厚岸町においても、平成26年に時間50から60ミリ程度の雨が降ったという経験がございます。そのときは、木生えていた状態なのですけれども、一応、あそこについては崖崩れはなかったと。今回もその程度であれば問題はないと考えております。具体的に、何ミリの雨が降ったら崩れる、大丈夫だ、ちょっとその辺の検証は実際にはやっていません。

また、上のほうの貯水池、今回避難階段設置の計画に当たって、今1番おっかないのが、あそこの山に降った水が、どんどんどんどん階段の位置に、沢形態で水が流れることによって、橋自体の基礎に影響が出る心配があったものですから、極力この、山でいうと尾根といいますか、尾根の1番高いところをめがけて階段を設置するというふうに計画をもっています。そのため、上のほうで大量の雨が降っても、今回のこの階段部分には、直接水は流れてこないという地形の形態となっています。

●議長（堀議員） 3 番、室崎議員。

●室崎議員 降雨に対する土砂流出対策として法尻に設置されている既設の擁壁の上に土嚢を設置しというふうになっているのですが、私も現場見ましたけれども、あの大きな斜面に比べたら、本当に微々たるものの土嚢ですよ。あれで押さえ込めば、雨が降ってもだーっと上からはついてこない、そういうふうと考えていいのですか。どうも、話が全部抽象的なのです。だから、これは安全ですよ、大丈夫なのですよ、ここまで大丈夫なのですよ、なんとなればこういうふうにしてこうしているからという具体的な話が見えてこないのです。

それから、この前大雨降ったときは大丈夫でした。だから、ということにはならないでしょう。条件変わっている。あそこにずっと木が生えていているときは、枝もあれば葉もある。そういうものが全て斜面にたたきつける雨を緩和するのです。今、全部裸になっているのです。条件は全く違うのではないですか。そういう当たりについての検討というのもないわけですね。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（水上課長） 今の状態がずっと続くわけではないのです。今、どんどん工事を行っていく上で、まず1番最初にしなければならないのは、まずは新しい階段を設置するための、要は仮設の避難階段を設置しよう。あと、次に本階段を設置するために、現地において杭を打つことになりますから、あの今の地肌の見えている場所に、どんどん足場をつくって、階段状に全部被ってしまうような状態になってしまいます。

これ、今回の今の工事では、来年の3月までなのですけども、今の状態のままずっと放っておくというのではなく、どんどん今工事を行うことによって、現地状況もどんどん変わってきます。それを考えたときに、今だけを見れば、そうい状況かもしれないけれども、これでどんどん足場をつくっていった、最終的にそういう土砂流出対策も1番最後に大きく工事量、これはもう少し時間をかけた状態では、まず現地の状況は全然今とは違う状態となってしまう。今の状態だけで、今のちょっと回答を全部クリアするというのは、ちょっと実際には難しいと思います。

●議長（堀議員） 3 番、室崎議員。

●室崎議員 非常に大事な話なのです。そこが。ゆくゆくはちゃんとなるから今は危険でも仕方がないのだと聞こえる。明日、1日100ミリの雨が降ったときでも、1カ月後にはちゃんとなるから大丈夫だと言えるのですか。

今、現場の人たちが、あのあたりに住む人が心配しているのは、今の状態を見て心配しているのです。これから1カ月後、半年後にちゃんとなるから、今危険に見える状態だけれども、心配はないとは誰も思いません。その話を聞いている。だけれども、あなたたちのほうはそういう感覚ではないのだ。一時的には非常に裸地になって、弱い状態が

出てきたとしても、この後いろいろやっていけば、ちゃんとなるから、まあ心配ないでしょうという話しかできないとすれば、それは少なくともあの崖の下に住んでいる人たちを安心させる言葉になりますか。私は甚だ疑問だと思う。

でもこれ以上聞いても、おそらく答えは出せないだろうか、この点については、あなたたちの発想がこうだということが明確になったので、ここでやめて、次に行きます。ですから、これについては答えなくてよろしい。

それで、もう一つ、3番目のこととしてお聞きするのですが、このような工事を始めるに当たって、ここのところは木をこれだけ切って、裸にして、それからこういうふう

に時間をかけて、この1カ月後なら1カ月後にはこういうふうになってというような、丁寧な質問を、少なくとも崖下に住んでいる人たちにきちんと説明していますか。この点についてお答えいただきたい。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 安全・安心なまちづくり、私の願うところであり、また今回の工事に当たり、信頼環境の中でいろいろなリスクを背負っているというようなお話がありましたけれども、やはりあそこの工事につきまして、今議論している中で、いや、答えなくてもいいというお話をいただいたわけではありますが、やはり不安を取り除くということは、これは行政の責任です。これは大事なことです。

また、ときどき今は想定外ということで、想定外ということは通じない時代です。やはり、住民が本当に安心して生活できる安全なものでなければならぬということでございますので、不安をあおるようなことを私は言いたくありませんけれども、この機会に答弁しなくてもいいということでありますが、もう一度、担当課長から答弁を言わせていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（水上課長） この私の答弁の中で、工事の途中だから危険であってもいいという、ちょっと誤解があったと思いますけれども。全ての公共工事において、どういう状況であっても、危険な状態で工事をやっていいという発想は全くございません。

当然、今の各地で降っている時間、相当な雨が、この厚岸町においてもやってくるのだということになれば、それは現地において、何ももうこのままの状態であつたらしというふうにも全く考えていませんし。

しかし、実際に、まずこれまでの程度の雨の量であれば、現地的には問題がないですというふうに、私は言ったつもりであつて、また、この今後そういう天気の状況によっては、もっと安全対策を講じていくという考えはもっています。

これについては、今回の工事だけではなく、厚岸町が発注する全ての工事において、そういう考えはもっています。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 大変いいお話を聞かせていただきました。

それで、今言ったような話が、どのような形で地域住民に説明されていたのか。これについて、具体的に説明をしていただきたい。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（水上課長） これについては、一般的な道路工事等と共通で、まず工期であったり、工事に概要であったり、あと実際の請負業者、この辺が地域周辺に対しての説明の内容であって、具体的に今回のこの工事によっての危険・危惧等についての説明についてはやっていないという状況です。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 通常、例えばうちの前の道路を舗装するときの説明だと、何日から何日までの間、こういう形でちょっと道路も車で通れなくなって、こうなりますけれども、このような形でもって、例えばオーバーレイの工事が行われますという話ありますよね。そのレベルで話があっただけです。何が安全・安心なまちなのか。45度の被さってくるような傾斜面をいじるのですよ。それに対して、できる限りの安全策をとるのだという話も、今聞きました。そういうことが、あの崖下に住んでいる人には伝わっていないのです。安全にやるからいいのだ、そんな素人の心配なんかどうでもいいのだというふうにとられたらどうしますか。安全・安心なまちの看板が泣きますよ。

なぜ、きちんとした、少なくとも100%なんてことは世の中にありません。だけれども、できる限りの安全策をとって、このように進めますと、工事の最中にはこういうこともあって、こういうこともあるのだけれども、そのあとはこういうふうになりますというように丁寧な説明を地域の人たちにしないのか。大変遺憾です。どうお考えですか。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

今回の避難階段につきましては、やはり住民の命を守る、安全を確保する、これは当然の目的をもってやっていることなのです。そのために、専門的な知識をもった方が地盤調査をし、設計をし、そして工事の施工をいたしておるのであります。

そういう意味におきまして、地域住民に、そういう説明がなかったということにつきましては、今後、機会あるごとに、そういうことも含めて、さらにご指摘がございましたので、説明する必要があるのではなかろうかと思っておりますので、地域住民がせっかく命を守る、安全を確保するというものが、そういう状況にあるということは、本当に申し訳ないと思っておりますが、地域住民が、あの工事はこういう工事なのだという、理解されるような方策を、これから何らかの方法で、方策を考えながら、地元住民に説明をする機会をつくらなければならないと、そういうふう考えておりますので、この点

は一つご理解いただければと思っております。

●議長（堀議員） 3 番、室崎議員。

●室崎議員 これは要望にしますが、災害対策のために、災害から命を守るためにつくる施設から災害が起きて、その下に住んでいる人が事故に遭ったなんてことになったら、これは笑い話にもなりません。ただ、あの下に住んでいる人たちの気持ちからすれば、そうなったらどうしようという不安がものすごくあるのです。それを取り除くのは、自分がそこに住んでいると思って、我が身に置きかえて考えたら、よくわかると思います。したがって、早急に不安を取り除くための説明なり何なりをしていただきたい。これは要望しておきます。

その次に、自転車話に入ります。自転車の安全対策というものについては、北海道は条例をつくっていますね。それで、日本の道路事情というものを考えますと、自転車の走行する場所がないのです。基本的にそれが自転車問題の交通問題では1番の問題だと思います。ですから、軽車両ですから、自転車は車道を走りなさいというのは原則ですね。そうすると、自動車のお慈悲にすがって、何とか安全に走っているというような状況です。だから、危ないから、特例としていろいろな条件をつけた中で、今度歩道を走らせると、歩行者が自転車でやられてけがをしたり、場合によっては死亡するというようなことが起きているわけです。

それで、自転車もどんどん今進化していまして、一つは電動アシスト付き自転車というのが、これからどんどん普及してくると思います。あるいは、ツーリング車というか、高級な10段切りかえ、20段切りかえというようなスピードの出る自転車も、結構普及してきています。また、その片方には、いわゆるママチャリという、非常に安い値段で買える自転車があるわけです。

どういうことが起きるかということ、自転車の整備だとかそういうものには、ほとんど意を払わない、うまくなくなったらまた新しいのを買えばいい、そういう形で整備不良の自転車が増えていくという現象も起きているわけです。

また、今私ももうその年代に入ってきたのですが、自動車を運転するのがだんだん歳で危なくなってきている。そういう人たちは、自動車免許の返礼、自動車免許をお返ししますといって運転をやめる、これが結構多くなっている。この人たちはどこへ行くか。すぐ歩くだけならば、やはりこれ不便なので、結構自転車に流れるのです。そのとき電動アシスト自転車というのが非常に注目を浴びる。そういう現象が起きているようです。

それともう一つは、運動能力にたけた若い人たちがどういうことをやるかということ、ながら運転。スマホを見ながら運転したり、両耳にイヤホンをあてて音楽を聞きながら走ったりというような現象も起きて、自転車を取り巻く状況というのは、非常にいつ事故が起きても不思議ではないという現象が幾つも起きています。

全国的にいうと悲惨な事故が随分起きていますよね。今、町長の答弁の中では、厚岸ではそういう重大事故はないようなので、そこはほっとしたのですが、しかしいつ起きてもおかしくない。私も何回もひやっとさせられる目に遭っています。歩道を歩いてい

るとき、後ろから風を切ってすり抜けていく若い人の自転車にびっくりするというのはよくあります。自転車音がしないので、自動車よりそういう意味ではおっかないです。

そういう中で、全国では一つの統計が出ているのですが、厚岸町でのそういう自転車事故あるいはニアミス、そういうものについての調査というのは行われていますか。

●議長（堀議員） 町長課長。

●町長課長（布施課長） それでは、お答えしたいと思います。

調査ですけれども、ちょっと警察のほうに、その件数等は聞いております。ここ数年ですと、平成26年からの数字になりますが、その年で2件あります。これは、一般の大人の方と80代の老人の方で2件です。27年、年度ではなくて年です。1月から12月です。27年ですと1名の方。これは15歳以下の子どもになります。28年ですと1名。これも15歳以下のお子さんになります。29年でいいますと2名。これは60代の方と15歳以下の子どもになります。30年が4名で、65歳以上の方が2名と15歳以下の子どもが2名で計4名です。今年につきましては、今のところ8月末で2名となっておりまして、70代の方と、あとは15歳未満の子どもになります。

これは、警察に聞いた部分ですので、事故の調査、事故があったかどうかということ聞き取っているものでして、調査としては、ニアミスの調査というものはやっておりません。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 全国でいうと、いろいろな傾向や、それから累計も相当に分析されているのです。それと同じようなことが厚岸でないかどうかということ、おそらくあると思うのです。そういうようなものに対応して、どういう対策をとったらいいかということの検討はしていただきたい。

それから、今もう時間がないから、どんどん結論先に言いますが、教育委員会では児童生徒に対して講習会だとか、そういうものをやっているということは、今ここで対策をとっていますということは答弁の中で出ておりましたが、小学生に関しては、随分そういうことを守って運転しているなと思うような状況はよく目にいたします。

ところが、中学生になると、およそそういうものが感じられないです。何か学年が上になるほど、自転車の運転は荒っぽくなっていくという、これ全国的な調査の数値も出ているのですが、似たような現象が起きているのではないかと思います。実態はどういうふうに、何かの方法で把握していますか。簡単に教えていただきたい。

●議長（堀議員） 管理課長。

●教委管理課長（真里谷課長） お答えいたします。

中学生の自転車の乗り方ということの把握をしているかということでございます。端的に言いますと把握はしているところではございません。

ただ、中学生の中でも前よりは、例えば一列に並んで自転車に乗っているだとか、あと例えば話に聞いたところによりますと、小学生と中学生が同じ歩道で自転車に乗っている場合、中学生が下りて小学生の子を優先にして乗せているとかいうような話は聞いておるところでございますが、実態についてはつかめてはいないというところでございます。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 それで、この講習会とか注意喚起ということになりますと、大人の人の乗り方というのは1番悪いですね。小学生なんかが、もう走り方から見たら、恥ずかしい限りだというようなことをやっています。

こういう中で、自転車事故で死亡する場合、その自転車に乗っている人が死亡する場合ですが、ヘルメットを着用しているのとしないのでみると、死亡する率は3倍以上なのです。ヘルメットを着用していないということは。ところが、よほど特殊なツーリングでもやるような人を別にして、大人で普段自転車に乗るときにヘルメットをかぶるのは見たことがないのです。

ヘルメットというものの有用性ということは、厚岸町は考えていますか。簡単に。

●議長（堀議員） 町長課長。

●町長課長（布施課長） お答えさせていただきます。

ヘルメットにつきましては、先ほども言いました北海道の条例におきましても、義務として、自転車に乗る際はヘルメットを着用するように努めるというような条例もあります。

私のほうも調べた中では、自転車事故の中で、やはり頭を打つということが死亡事故の中で6割以上が頭を打つということは、ちょっと調べた中ではありました。なので、ヘルメットは大事なものだということは認識はしております。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 もう一つ聞きます。これは関西の事故だったと思うのですが、何年か前ですが、小学生が自転車事故で女の人を引いてしまったのです。60代の女性だそうですが、それから何年たったのか、現在も意識は戻らない。そういうことで、その親が子どもの起こした事故ですから、親が損害賠償請求受けたわけです。それで、9,500万円の賠償額の判決が出たわけです。

こういう場合に保険がないと、被害者も加害者も実に悲惨な状況になります。自動車には自賠責を始め任意保険いろいろあるわけです。自賠責にすら入っていないような形で、自動車を乗り回した場合には、これはもう抜き身の刀振り回しているようなものなのですが、自転車ではむしろ、それが普通であるという状況なのです。

この損害賠償保険、これの有用性というものについて、町はどう考えていますか。

●議長（堀議員） 町長課長。

●町長課長（布施課長） お答えさせていただきます。

この個人の賠償責任保険ですけれども、有用性は、必要だとは思いますが。

それで、この保険に入るには損害保険会社だったりありますけれども、あとは自転車販売店、そちらでも加入ができるということで、広報の中にもそれを入れさせていただきまして、勧奨はしているところであります。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 勧奨して効果ありましたか。

●議長（堀議員） 町長課長。

●町長課長（布施課長） 調査等は直接はしておりませんが、この間、自転車屋さんにもちょっとお話しを聞いたのですけれども、そこまでの加入は余り見られないようなお話しは聞きました。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 知識があるということとやるというのは、やはり違うのですよね。

それで、時間がないから、私のほうから結論めいたことを言いますけれども、まず第一に、大人も子どもも、子どもの生徒に関しては教育委員会でどんどんやっていただきたい。それ以外の一般人、それに関しては町で、やはり警察とタイアップして、連携して、講習会をやっていただきたい。できれば、そこでの終了証のようなものを出して登録するというようなことができないだろうか。私は自転車免許、厚岸町の自転車免許を持っていますというような、ここまでこぎつけられれば、非常にいいのではないかと。

そして、それは100人が100人、全部そういうふうにしようといったって無理です。だから、まずは意識のある人からということになるでしょうけれども、その登録を条件にして、例えば損害保険の助成をすとか。保険料の。あるいはヘルメットを買うときに何割かは出してあげるとか。そういう形で、厚岸町が一枚かんで、その普及を図る。そういうようなことについて検討していただきたいのですがいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 町長課長。

●町長課長（布施課長） お答えさせていただきます。

厚岸警察署のほうとも、またはそのほかの関係機関とも協議をしながら、ほかの市町村の例も見ながら進めたいと思います。

あとは先ほど、免許返納者のことありましたけれども、厚岸警察署のほうに聞いたと

ころ、今免許返納者が来た場合には、このパンフレットといいますか、こういう自転車の乗り方だよという取り組みはやっていただいているということは聞いております。

以上です。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 教育委員会にもお願いします。生徒の保護者を含めて、今言ったようなヘルメットの有用性と、それから保険、これが身を守るのだということ。実際、9,500万円の賠償額なんかを、子どもが歩いている年寄り後ろから引いてしまって、ぼんところれたらもう、一家もう本当にやっていけないです。そういうような悲惨な例が各地で起きているのだということ。それをやはり強く言って、転ばぬ先の杖ではないけれども、そうなるからではなく、今から手を打たなくてはならないのだということを強く、これは知らせてほしいのです。

教育委員会の場合には、子どもを通じて親に言うという、非常に強力な武器をもっていますから、ぜひ一つそれはお願いしたい。いかがでしょうか。

●議長（堀議員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） 子どもの安全、命を守るということは、教育委員会として最大の努めであります。

町内全ての学校とはまだ言えませんが、一部中学校では生徒、保護者に対してヘルメットの着用、それからヘルメットの安全性、有効性、それから保険加入を勧める、そういったことは行っておりますが、まだ残念ながら全ての学校で行われているということにはなっておりませんので、今議員ご指摘いただきましたとおり、まず学校がそうやって積極的にやれることを働きかけていく。

議員おっしゃるとおり、子どもの声を通して、あるいは子どもの耳を通して、目を通して働きかけていくということは、非常に効果的なものだと思いますので、今後積極的にそういった指導を進めていきたいと思えます。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 町長部局にも同じことをお願いするわけですが、一つには全く町民全般に対する働きかけと同時に、いろいろな団体がありますよね。そういうところを通じて、この保険加入とヘルメット、これにいわば照準をあわせた啓発なり、指導なり、そういうものを行っていけないかどうか。これについては、有用なのです、私もそう思いますでは、いつまでたっても前へ進みませんから、具体的な行動を起こしていただきたい。

先ほど他町村の状況も見てというようなお決まりのせりふが出てきたのだけれども、他町村でやっているところはほとんどないですよ、これは。厚岸町が先鞭を切っていただきたい。そういうふうに思います。

安全・安心のまちというのを標榜しているのですから、ぜひお願いしたい。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（會田副町長） 今、議員のほうから言われました二つの点につきましては、前向きに検討をさせていただきたい。

北海道の条例におきましては、先ほど担当課長のほうからも申し上げましたとおり、ヘルメットの着用については、これは責務として規定がされている。

また、自転車の損害賠償保険につきましても、これも加入に努めるものとすると思いますけれども、これは有用性からいっても加入すべきものと考えますし、また自転車の小売業者、こちらのほうの協力も得ていかなければならないだろと考えております。

効果的な方法について、検討しながら前向きに実施に向けて進めていきたいと考えております。

●議長（堀議員） 以上で、室崎議員の一般質問を終わります。

ここで、会議時間の延長を行います。

本日の会議時間は、2番、石澤議員の一般質問が終了するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

次に、2番、石澤議員の一般質問を行います。

2番、石澤議員。

●石澤議員 先に提出した通告書に従って質問いたします。

1番、加齢性難聴者への支援についてです。加齢性難聴者支援に取り組むつもりはないですか。高齢者への補聴器購入助成制度の創設ができませんか。町立病院において、専門医による定期的な加齢性難聴者の診察ができませんか。

2番、会計年度任用職員制度についてです。町は、国の「会計年度任用職員制度」に基づき、条例化の準備をしているが、これにより臨時職員の固定化が懸念されます。同一労働同一賃金の原則は守られるべきと思いますがどうですか。

次、働き手対策についてです。人手不足が問題化しています。そのことで労働環境の悪化や消費者に対してのサービス悪化などの問題があります。このことについては、町はどのように考え、どのような対策を考えていきますか。

4番、柔軟仕上げ剤や消臭剤に含まれる香料による健康被害について。近年、家庭で使用する柔軟仕上げ剤や消臭剤に含まれる香料によって、頭痛や吐き気など、健康被害を訴える人が増加しています。町として実態の調査や相談窓口を設置を考えるべきと思いますがどうですか。

以上で、1回目の質問といたします。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狹町長） 2番、石澤議員のご質問にお答えいたします。

1点目の加齢性難聴者への支援のうち、アの「高齢者への難聴器購入補助制度の創設

ができないのか」についてであります。世界保健機関の基準では、聴力レベルが26デシベル以上を難聴とし、特に41デシベル以上の難聴は生活に支障を来す中等度の難聴としております。

加齢による聴力低下は、音や声が聞こえにくいことで、他人とのかかわりを敬遠するようになり、外出する機会が減って、日常の活動が低下するなど、高齢者の心身の健康にかかわる問題の一つとして認識しております。

加齢性難聴者の聴力を補うものとして補聴器がありますが、その購入に対する公費補助を受けられるのは、身体障害者手帳を持つ、聴力レベルが70デシベル以上の高度または重度の難聴者に限られており、中等度の難聴者への支援は、高齢者の生活の質の向上を図るためには、必要性があるものと考えております。

補聴器購入補助制度については、他市町村で制度化している実績もあることから、今後、それらの実施状況も参考に検討してまいりたいと考えております。

次に、イの「町立病院において、専門医による定期的な加齢性難聴者の診察ができないのか」についてであります。加齢性難聴に対する専門医としては、耳鼻咽喉科の医師がこれに当たることとなりますが、定期的な診察を行うためには、専門の医師と看護師などのスタッフを確保するほか、診察に必要となる医療機器等を配備することが必要となることから、現時点において、当院での診察は難しいものと判断しております。

続いて、2点目の会計年度任用職員制度について、「町は条例化を準備しているが、臨時職員の固定化が懸念される。同一労働同一賃金の原則は守られるべきと思うがどうか」についてであります。地方公共団体における臨時・非常勤職員の任用要件を厳格化し、新たに期限付任用である会計年度任用職員制度を新設するとした地方公務員法及び地方自治法の一部改正が令和2年4月1日から施行されることとなります。

この改正法により、会計年度任用職員が一般職の公務員として明確に整理され、フルタイムの会計年度任用職員については給料、旅費及び一定の手当が、パートタイムの会計年度任用職員については、報酬、費用弁償及び期末手当が支給対象となります。

また、地方公共団体が条例等において会計年度任用職員の給料または報酬等の制度や水準を定める際には、新地方公務員法に規定する職務給の原則、均衡の原則に基づき、従事する職務の内容や責任の程度、在勤する地域、地域の民間企業において同一または類似する職種がある場合は、その労働者の給与水準の状況等に留意して地域の実情等を踏まえ、適切に決定することが必要となります。

民間企業の労働者の給与水準との権衡については、地方公共団体において、人事院勧告による公民比較を通じて民間給与との均衡が図られている常勤の職員の給与を基礎とすることで、国の非常勤職員との給与水準との権衡については、国の非常勤職員の給与が基本となる給与を、当該非常勤職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号俸の俸給月額を基礎として、職務内容及び職務経験並びに地域の要素を考慮して決定するとされており、会計年度任用職員についても同様の考え方で、制度的な均衡、同一労働同一賃金の考え方がとられたものとなっております。

現在、当町が検討を進めている会計年度任用職員制度についても、この改正法に基づき制度の構築をしてまいりたいと考えております。

続いて、3点目の働き手対策について、「人手不足が問題化している。労働環境悪化や

消費者に対してのサービス悪化など、町はどのように捉え、どのように対策を考えていくのか」についてであります。2030年に日本に生じうる社会的問題を総称した言葉で「2030年問題」がありますが、人口が減少し、超高齢化社会へ突入することにより、何より問題視されているのが「労働力人口の減少」であります。

生産活動の中核となる15歳から64歳までの生産年齢人口は、2015年では7,728万2,000人でしたが、2030年では6,875万4,000人と852万8,000人の減少が見込まれ、人口構成も3人に1人が65歳以上の高齢者との推測がされております。

北海道においても同様に人口減少が見込まれ、労働力不足による地域経済への影響が懸念されており、さらに全国に比べ、年間総労働時間が長いなど、就労環境も厳しい状況にあるとされております。

このため、北海道では平成29年10月に「多様な人材の活躍」、「就業環境の改善」、「生産性の向上」を柱とした「北海道働き方改革推進方策」を策定し、その取り組みを推進しているところであります。

その取り組みの一つとして、国や道などにおいて、中小企業や小規模事業者の働き方改革を支援するため、各機関が所管する助成金・補助金のほか、相談窓口や企業認定制度などの支援制度をまとめたところであります。

町としては、この支援制度を町内中小企業や小規模事業者の方々に積極的に周知をし、活用していただくことで、従業員の皆さんがいきいきと働ける環境づくりや、人手不足解消による企業の持続的発展が図られるよう、商工会を始め国や道などの関係機関と連携して対策を進めてまいります。

また、平成29年度から町内事業者の求人情報を一元化し、町のホームページや役場ホール、湖南地区出張所で情報を開示しておりますが、今後においても町内事業者への求人支援、職を求める町民への周知や、町内外の休職者と町内事業者求人とのマッチングを行うとともに、町内事業者において厚岸翔洋高校生の就業体験を受け入れていただくなど、人手不足の解消支援と地元雇用の促進を図ってまいります。

続いて、4点目の柔軟仕上げ剤や消臭剤に含まれる香料による健康被害について、「町として、実態の調査や相談窓口の設置等を考えるべきと思うがどうなのか」についてであります。近年「柔軟仕上げ剤等」に関する健康被害については、マスコミでも取り上げられ、「独立行政法人国民生活センター」が相談件数の増加を公表して注意喚起を図るなど、問題化してきております。

当町では、保健福祉総合センターあみか21において、「健康増進法」に基づき、心身の健康全般に関する個別の相談や家族の健康管理等の相談窓口を常設しているほか、地区に出向いての健康相談も随時行っておりますが、現在、柔軟仕上げ剤等に関する健康被害の相談実績はありません。

また、現状では、この問題の原因が解明されていないこともあり、健康被害についての実態調査は考えておらず、相談窓口についても現状の健康相談窓口体制により対応したいと考えております。

以上でございます。

- 石澤議員 加齢性難聴者への支援についてですけれども、他町村でも制度化している実績もあることから、参考にして検討してまいりたいと考えているという回答をいただきましたが。本当に加齢性難聴が結局、認知症なんかの機能の低下を招くということで、孤独になっていくという実態が現実として表れています。

補聴器なのですけれども、開始してから、その耳に聞こえるようになるには、根気よくトレーニングをするということが必要で、3カ月から6カ月くらいの訓練の時間が必要ということなのです。

それで、どうしても補聴器自体が高いということもあって、安いのは3万円くらいからあるみたいなのですけれども、きちんとなると、平均すると15万円くらい。

この加齢性難聴の中度以上、耳がその対象になる、聞こえていないのが対象になる70デシベル、聴力レベルが70デシベルというのは、私も全然わからなかったのですが、竹田さんと私が離れて40センチくらいでも会話が聞こえないというくらいにならないと、その対象にならないということなのです。

それで、ほかの町村と言っていましたけれども、やっているところであれば、これは長野県、北見でもやっています。北見市でもやっている。北見市がポケット型給付ということで、70歳以上という形で、北海道北見市でもやっていますし、ほかの地域でもやっていますので、ぜひその支援というか、この検討をするということなので、早めにか、どうか、どんどん進めていってほしいなと思いますがいかがでしょうか。

- 議長（堀議員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（阿部課長） 北見市なんかもやっているということで、それについては承知をしております。

やはり、耳が聞こえない、聞こえづらいということで、外出の機会が減ってくる。それによって、他の方とのかかわりが減って、そして家にずっといるような、というようなふうに悪循環が起きていくということなので、それについては、やはり介護予防という意味でも、やはり大事なことだなとは考えております。

来年、高齢者保健福祉計画策定の年でもありますので、その中で検討を進めていきたいと考えております。

- 議長（堀議員） 2番、石澤議員。

- 石澤議員 それで、今の時点で釧路まで行かないと補聴器の相談とかできないということもあるのです。それで、町立病院、専門性なので定期的なことは、今のところはできないということなのですが、そういう相談に乗るというような形の、加齢性難聴というか、補聴器なんかの詳しいことを、やはり診断してもらわないとだめなのかなと思うのですが、釧路まで行くのが大変な方に対する何かの形の支援ができないのかなと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 町内でも補聴器を取り扱っている業者さんというのはありますので、そういう補聴器に関しての相談というのはできるのだと思います。

ただ、やはり70デシベル以上になりますと、障害者手帳をとることができます。それに基づいて、そういう制度の活用ができる。今、中等度という部分では40デシベル以上ということになりますので、そこはやはり専門医にきちんとかかっている必要はあるのだと考えております。

今現在は、先ほど来年の計画策定、高齢者福祉保健計画策定の中で検討というふうに考えておりますので、そういう釧路までのことということもお話しをいただきましたので、それらも含めて検討をさせていただきたいと思います。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 よろしくお願ひします。

早い時期に、耳が聞こえなくなってきたかなというくらいのと時から診察してもらって、補聴器をつけるという行為の中で、それがおっくうでなくなることもあるので、それが結局は引きこもりや高齢者の認知症を防ぐというのもリスクとしては、認知症になる、耳が聞こえないということでリスクがすごい高いということも出ていますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

それで次に移ります。

会計年度任用職員制度なのですが、これの対象となる方に対して、例えば臨時職員の方に対しては、どういうふうな形で説明がなされたのでしょうか。

●議長（堀議員） 総務課長。

●総務課長（石塚課長） 臨時職員、非常勤職員についての説明ですが、本年5月に制度が変わりますという説明をさせていただいております。

内容については、フルタイムの会計任用年度職員、それからパートタイムの会計年度任用職員、現在も時間の短い人、それから職員と同じ時間を働いている人おりますので、その職種の方が会計年度任用職員に移った場合に、どのような体系になるのかという部分について、実際の制度設計がまだ検討段階でございますので、詳細まではお伝えさせていただいていませんが、仕組み、例えば職員の給料表を今度使うようになるのかどうか、そういう部分については説明をさせていただいているところでございます。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 その説明をする人は全員ですか。それとも希望者だけでしたか。

●議長（堀議員） 総務課長。

- 総務課長（石塚課長） 基本的には、今働いていただいている方全てというふうに考えてございます。

先ほど、ちょっと説明不足な点がありましたが、会計年度任用職員になった場合に、手当が、時間が極端に少ない人は別として、手当が支給されることになることと、フルタイムの職員については退職手当組合、それから共済組合に加入をするというような部分ですとか、服務規程も職員並に変わってくる部分があるという説明を一通りさせていただきます。

- 議長（堀議員） 2番、石澤議員。

- 石澤議員 それで、今度は1回ごとに新採用になるのだという説明を受けたということを行っている方がいらっしゃるのですが、新採用だから毎回初任者研修みたいな形で、毎年毎年そういうふうな対応になるので、とても心配なのだという方がいるのですが、それはどうですか。

- 議長（堀議員） 総務課長。

- 総務課長（石塚課長） おそらく説明の中では、会計年度任用職員については、基本的には1年を単位として任用させていただくという説明をしています。

ただ、おそらく今、議員言われる心配というのは、会計年度任用職員になった場合に、経験年数等についても、今度、今賃金は物件費ですが、今度人件費に変わります。その部分の月々の給料に、どういうふうになるのかという部分ではないかと推測されますが、基本的には新しい会計年度任用職員については、経験、そういう部分も加味、当然されますので、当然、同一職種であっても経験、それから責任等において、それから職種において給料が決定されることとなりますので、経験の多い方は、基本的には、今段階の検討を行っている中では、給料が下がるということにはならないのかなと考えているところでございます。

- 議長（堀議員） 2番、石澤議員。

- 石澤議員 ということは、その経験、5年、6年と経験積んでいますよね。経験も積んでいけば、それからそれぞれのスキルというか、それもたくさん積んでいっています。その方たちのそれは、きちんと今までどおり、今までのやってきたことをそのまま継続して、そういう継続していくことができるということなのですか。それとも最初から、1年ごとに変わるというふうにはならないのですかね。必ず経験は経験として評価することなのですか。

- 議長（堀議員） 総務課長。

- 総務課長（石塚課長） 今現在も1年を超えての任用というのではないと思います。

会計年度任用職員については、基本的には毎年度公募して、選考した上で採用することには現在と変わらないかと思います。

ただ、採用をさせていただくに当たりましては、給料の体系については、先ほど申し上げた経験というのも当然加味すべきこととなりますので、単年だけでなく、引き続き5年、6年と働いていただく場合については、当然給料の差は職種によりますが出てくると思います。

- 議長（堀議員） 2番、石澤議員。

- 石澤議員 結局ずっと働いてきた方とか、それから臨時であって、そのことで職場でトラブルがあったり、それから臨時同士で、同じ臨時なのに、片一方が教えなくてはならないとか、そういうような形の中で、とても不安な思いをしてきた方たちが、今回また同じように、その職種によるのでしょうかけれども、1年間の会計年度任用職員として入った場合に、同じような形で自分たちの中に、自分の経験が生かされないような職場になったら困るという、そういう不安をもっている方が結構いらっしゃるのです。それで、そういうことに対してそうではないというようなことを説明することは可能なのでしょうか。

- 議長（堀議員） 総務課長。

- 総務課長（石塚課長） 先ほども申し上げましたが、基本的には現在も1年、長くても1年単位、ものによっては、職種によっては半年単位という雇用になっております。

会計年度任用職員になっても、基本的には年度ごとの採用ということになりますので、必ずしも、それと公募の段階で、今まで年齢要件等ございますが、そういう部分がなくなると。撤廃される部分も当然出てくる、制度上出てくることもありますので、必ずしも、今現在、働いている臨時職員の方が、今後10年働けるかということを保証するものではないと考えてございます。

- 議長（堀議員） 2番、石澤議員。

- 石澤議員 そういうような、結局そういう問題で人手不足になっていってるのではないかと思います。今までも。それも含めて、身分の安定がなくて、将来の安定もなかったら、その人たちがどうやってそこで、その職場選びますか。何かあったら別のほうに移っていくということになるのではないですか。

今、福祉の部門もそうです。それから、給食センターもそうです。それぞれ、今働いている牧場の問題、牧野の問題でもあります。そういう人たちが安心して、ここで働けるための制度にも考えていくべきではないですか。

単純に1年1年だからというだけではなくて、きちんとしたものを、5年たったからといって、経験が長いからといって変わらないということは書いてあったりしますけれ

ども、そうではなくて、その人たちがモチベーションをもてるような、そういう条例をつくっていくべきだと思うのですがどうですか。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（會田副町長） 基本的には、募集に当たってはそれぞれの職種ごとに会計年度任用職員のフルタイムまたはパートタイムとして募集を図る。応募される方については、その職種、これまでの職種であれば、それに対して応募してくださるということになるかと思います。

あくまでも、地方公務員法上は、この会計年度任用職員制度につきましては、1年度ごとのあくまでも任用期間、これが1年ごとの公募を行って、これまでどおりです、ここは変わりませんけれども、これが次の年もその方が任用されるということであれば、これが積み重なっていくということになります。

ただし、これまでの臨時職員、非常勤職員と違って、それに対して退職手当組合への加入、共済組合への加入というものが今後は義務付けされますので、そういった意味では、これまでよりは福利厚生のことに関しては、今までよりも条件的にはよくなるのではないかと。

ただ、あくまでも会計年度任用職員制度という中で、法律の中で、厚岸町としても条例化を図っていかなければならないと考えておりますので、ご理解願います。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 できるだけ、働く人にとって、法律の決まりがあるみたいですが、何か聞いていると、やはり臨時職員の固定化みたいな感じがどうしてもぬぐえないのですが、それでも労働条件の面でよくなるというのであれば、それも含めて、もう少し考えていってほしいと思います。

ただ、この労働条件では正規職員との格差を残したままになっているのではないかと思います。でも、それは今の法律では仕方がないかもしれないのですが、処罰だけは正職員と一緒にいうの、弱い立場の人たちが結局、会計年度という弱い立場の職員が過度な命令、服従を強要するようなことはないようにしてほしいのですがいかがですか。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（會田副町長） そのようなことがないように行っていかなければならないとは思っております。

いずれにしても、会計年度任用職員制度、ご質問者最初に言われたとおり、同一労働同一賃金制度のもとに、国の法律、地方公務員法が改正をされたということでございます。

ですから、先ほど給与の面で申し上げましたけれども、これも今までは臨時職員、非

常勤職員というのは別個な形で、別な形で、賃金が定められておりましたけれども、今後につきましては、4月からはフルタイムの職員、さらにはパートタイムであっても、給料体系としては、今の私どもの一般事務の給料表を基準として定められますし、またあとは医療職給料表というものもございますけれども、これにその職種であれば、この給料表を基準として、その方々の会計年度任用職員の給料が定められるというふうになりますので、少しでもこの方々の水準が高まるよう、私どもとしても制度の設計を図っていきたいと考えています。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 そういうふうにお願いします。本当にとっても心配しています。自分たちはどうなるのかなという思いの人が結構多いので、それをよろしく願いいたします。

それから、次が、労働者、働き手の対策なのですが、ここで北海道がやっていることを答えていただいたのですが、厚岸町の中でいろいろな団体ありますよね。農協、漁協とか商工会とか、ありますが、そういう人たち一同に集まって働き手の対策ということの話し合いとかというのをやったことがあるのでしょうか。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（尾張課長） 厚岸におきましては、厚岸町を始め、厚岸の商工会、漁協、農協、さらには建設業協会や金融機関、さらには釧路の自動車販売協会の支部、さらには翔洋高校、教育委員会等、12の団体で構成します厚岸町雇用対策連絡協議会というものを毎年開催しております。

今年につきましても、7月4日に開催いたしまして、町内での就労状況、特に高校生含めた中での30年度の就業状況、さらには元年度に向けてのそれぞれの募集等の情報交換、情報共有を図るような中で、組織の中でそういった活動を、会議を設けております。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 その中で人手不足、どうしてだという原因についての話し合いはどういうふうになっていますか。どういうことが原因で、厚岸町では人手不足が起きているという話になっているのでしょうか。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（尾張課長） さまざまな業種体が入っております。特に建設業界等に言われていますのは、人手不足が厳しくて、元来の中でやはり土曜日曜等、自然との、天候等もありますので、そういった中での自然を相手にした中での仕事の状況でありまして、定時での出退勤少ない。今は完全土日休暇とすることが難しいといった状況の中で、なかなかそういった中での働き方改革を考えていかなければならないといった中での

話し等も出ておりますし、各業種につきましても、やはり募集をして、例えば自動車整備の中では、入社後1年実務経験を経まして、3級の自動車整備資格を取得されるわけですが、その後3年の実務経験を受けて、2級自動車整備資格取得ということですが、この3年間の中で、なかなか、受験可能になるまで3年間かかるといった状況の中から、仕事をやめてしまうといった状況もあったりしますし、やはりそれぞれの業種の中での構造状況に応じて中では、人手不足がそれぞれ厳しいというお話しは伺っております。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 本当に人手不足が足りないという問題は、農家のほうでも出ています。それで、よく言われるのに、仕事はあるのだけれども、人が来ない。仕事をしたい意欲があるのだけれども、マッチングがまずいというような言い方が聞くのですが、そういう状況というのはどういうふうに捉えているのでしょうか。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（尾張課長） 働き手の視点と担い手の視点というものがあろうかと思います。その中では、やはり働き手の視点としましては、長時間労働の是正とか、多様な働き方の対応、やりがいのある仕事に就きたいといった要望が出てくると思います。逆に担い手の視点としましては、先ほどからビジョンとなっていますけれども、人手不足の解消、さらには雇用のミスマッチの解消と、さらには労働生産性の改善といったことが上げられると思いますけれども、なかなかやはり業種自体を理解していただくといったことが、勤めてみたけれども、やはり自分にはあわないといったことで短期でやめてしまう方も多いといった状況もお聞きしております。

そういった中では、翔洋高校生を対象としました中で、町内事業所の中でも就業体験を受けていただくなどしまして、その業種を知っていただくといったことが、まずもって雇用のミスマッチに対する対応だと思っておりますので、そういった中で、やはりそれぞれのさまざまな業種、それを選択いただくような知識をもつていただくといった場をこれからももっていくべきだと考えておりますし、8月の段階では、真龍中学校を会場にしまして、商工会青年部が主体となりまして、町内の企業等に参加いただきまして、中学2年生等に対する、それぞれの業種を紹介するような機会も設けておりますが、やはり町内でこういった仕事があるということを中学生、高校生、当然高校から就職される方、また大学、専門学校を出て就職される方もいらっしゃいますけれども、さまざまな機会の中で、自分が生きていくための中で、いろいろな学習、さらにはいろいろな勉強をしていただきながら、さまざまな仕事、それを選択していただくような形での取り組みということは、今後も続けていかなければならないと認識しております。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

- 石澤議員 できれば、厚岸の子どもたちは厚岸に残ってほしいという、そういう思いはありますが、いろいろな問題で知らないということもあるでしょう。それぞれがもっている、ここは第一次産業で、自然の豊かなところであるということも含めて、子どもたちに伝えていくということを考えながらやっていってほしいと思います。

本当に田園回帰といって、まちから田舎に来ているというのは結構全国的に広がっているのですけれども、厚岸町の場合も、そういうふうな広がりをもてるようなまちづくりも含めて検討していただきたいと思います。いかがですか。

- 議長（堀議員） 観光商工課長。

- 観光商工課長（尾張課長） 当然、地元で生まれ育った方が、地元でまた仕事をしていただき、家庭をもっていただいて、定住いただくといったことが我々1番、施策として望んでいるところでございます。

しかし、それぞれの考えがある中で、就職先が町外、さらには北海道内であれば別ですけれども、また道外にも行かれる方もいらっしゃいます。

ただし、その場の中で、やはり厚岸で生まれ育って、いろいろな経験をしたこと、これによってそれぞれの場所で頑張っていただくといったことも大変大切なことだというふうに認識しておりますし、そういった方々がまた地元、郷土愛、厚岸町を外から応援していただくといったこともあるのかなと思っております。

できる限り、やはり町内の中で仕事を選んでいただくということもありますが、やはりそれぞれ夢をもちながら、私も子ども時代、いろいろな夢をもちました。そういった夢を実現に向けて進んでいただけるような中で、今、雇用、担い手不足という話でございまして、そういった側面ももちながら、我々こういった雇用対策連絡協議会の中でもいろいろな議論をしていきながら、情報交換をしていきたいと考えておりますので、ご理解願います。

- 議長（堀議員） 2番、石澤議員。

- 石澤議員 よろしく申し上げます。

それで次に、柔軟仕上げ剤と消臭剤の問題なのですが、これにおい、香りの問題なので、声を上げづらいということがあるようなのです。実際、涙が出てきた人とか、それからそこにその方が、そのにおいに関しても、そこにはいれなくて、部屋から出て行ってしまったとか、そういう形の話結構聞くのです。

それで、使うほうは、テレビの宣伝もあって、とてもいい香りだという感じで、作業衣でも何でも使っていられるのですが。

その中で、やはり柔軟仕上げ剤の中に含まれるいろいろな成分によって、業界団体である日本石けん洗剤工業界が2018年の7月に医療用柔軟仕上げ剤の品質表示自主基準というのを改定しまして、香りに関する注意喚起として、柔軟仕上げ剤の容器等に周囲への配慮と適正使用の量を守る旨の表示がされています。私も柔軟仕上げ剤の裏側見ますと、そういうふう書いてあるのです。

それは、やはりそういうことで困っている人がいるということ、香り公害100当番というところに寄せられまして、2017年に2日間にわたって開設した窓口では213件があったということ。

厚岸町は今はないということでしたが、子どもの中には、すごく香りに敏感な子、においに敏感な子とかいたりします。それでも学校に行ったときに、それが嫌とは言えないし、友達に対しても、香りに対しては余り言えないと思うのです。

それで、こういうことを表面に出して話しするということは、何か人に対しての嫌みみたいな形になるということもあるのでしょうかけれども、そういうことがおかしいとか、こういうにおい僕嫌だとかって言えるような環境にはなっていないのではないのかなと思うのです。

それで、ここに実態調査は考えていないということなのですが、そのことで引きこもりになってしまった、厚岸ではないですけども、実際問題、外に出れなくなってしまうという方もいらっしゃるという事例が出ています。

それで、やはりどういう問題なのか。この柔軟仕上げ剤や、それから漂白剤の中に含まれているものに、やはり害を及ぼすものがあるということは確かに出ていますので、そういうことも含めて、やはり実態調査と、それからこういう問題があったら相談してもいいんだよということを町民に知らせるって大事だと思うのですがいかがですか。

●議長（堀議員） 管理課長。

●教委管理課長（真里谷課長） 子ども、いわゆる児童生徒の香りの害、香害と言われているについてですけども、昨年10月5日に講演会が開催されまして、その中で講師の方から柔軟剤や洗剤の人工的な過剰な香りに苦しんでいる人がふえていますと。香りに含まれる化学物質がめまいや吐き気、思考力の低下を引き起こす化学物質過敏症の下の一つになるのです。中には友人の服についた香りにより、学校に行けなくなった深刻な問題を訴える人もいるという講師の講演の内容でございました。

講演会には校長、教頭を含め、教員の方も多く参加されて、その認識を、そのとき初めてされたということでございます。既に校長会等を通して情報共有しているところであり、幸い町内の児童生徒に今のところ被害を訴える子どもはいないことでありますが、引き続き情報の共有、発信をしていきたいと思っております。

また、子どもの最初、やはり相談するのは保健室と思われますので、保健室の先生についても、このような症状を起こす実態があるということ、さらに徹底してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 健康被害ということのご質問をいただきましたので、今の現状の中ではそういった相談も受けていないというような状況でございます。

ただ、この詳しい実態といいますか、成分ですとか、そういうことも含めて、まだまだ未解明な部分があるというようなことで、においというのは、その人によって感じ方

というのはそれぞれ違うというようなこともあって、調査という部分では非常に難しいなと考えております。

そのにおいのものが、化学物質過敏症といわれるものと、その化学物質過敏症というのは、このものだけではありませんので、シックハウスですとか、いろいろなものがそういうものの原因になっていますので、なかなか今の状況では、その実態がわからないという部分では、大変難しい問題だなと考えております。

今の状況の中で調査といっても難しいなと考えているところでございます。

●議長（堀議員） 2 番、石澤議員。

●石澤議員 確かに香りのことに関しては、いろいろ、それぞれの嗜好もあるのですけれども、やはりそのことで、そういうことがあるのだよという、香りに対して敏感な方がいるということを知らせるということとはできないですか。そういうこと、こういうことも、柔軟仕上り剤、今学校でそういうお話しがあったということですが、一般的にこういうことがあって困っている人もいるし、そういう方は相談してくださいというようなことだったらできるのではないかと思いますのすがいかがですか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 他の自治体のことを調べてみた中では、人工的な香りが健康被害をもたらす可能性があるということを啓発をしているという自治体もありますので、それらを参考に、その啓発といった内容についても検討をさせていただきたいというふうに思います。

●議長（堀議員） 以上で、2 番、石澤議員の一般質問を終わります。

●議長（堀議員） 本日の会議は、この程度にとどめ、明日に延会したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

午後 5 時22分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和元年9月11日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員